

(仮称)箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための手段の利用促進条例(素案)  
 に対するパブリックコメントの実施結果について

1. パブリックコメントの概要

意見提出期間

平成29年9月1日から9月30日まで

意見提出場所

ライフプラザ総合窓口、市役所本庁、豊川支所、止々呂美支所、市立障害者自立支援センター、市立障害者福祉センターささゆり園、市立光明の郷ケアセンター

※ライフプラザ総合窓口では、手話によるご意見の提出も実施。

2. 意見提出者数

68名

3. 主なご意見と、それに対する基本的な市の考え方(案)

主なご意見	市の考え方(案)
協議会の設置を条例に明文化してほしい。	条例設置の附属機関は箕面市保健医療福祉総合審議会があるため、新しく市の附属機関を設ける予定はないが、今後も箕面市障害者市民施策推進協議会を議論の場とし、条例制定後の施策についても、引き続き議論を行う。
条例の文章が難しすぎる。	わかりやすい版を作成し、ご理解いただけるよう努める。
入院時コミュニケーション支援事業を充実してほしい。	平成30年度の障害者総合支援法改正で、国制度での入院時コミュニケーション支援事業が開始されるため、国制度の動きを踏まえ、検討を行う。
意思疎通手段の定義に、具体的な手段を追記してほしい。	できるかぎり解釈に齟齬が生まれないよう、基本的な事項は法律や条約等の表現を用いているため、上位法の表現を用いている部分については、修正しない。

4. 実施結果公表期間

平成29年11月20日から12月20日まで

5. 今後の進め方

現時点での議会への条例提案は見送り、箕面市障害者市民施策推進協議会条例部会での合意形成をめざし、引き続き同部会で議論、検討を重ねていく。また、同部会とは別に、個別での意見交換等も含めて実施し、懸案事項等の説明を行い、妥協点を探し、部会員の合議を得て、条例案を議会へ提案していく。

## (仮称)箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための手段の利用促進条例(素案)

### 市民のみなさまのご意見に対する基本的な考え方について

今回の「(仮称)箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための手段の利用促進条例(素案)」に対しては、68名のかたから、多岐に渡るご意見をいただきました。これは、本条例に対する市民のみなさまの期待のあらわれであり、心から感謝いたします。

みなさまからいただいたすべてのご意見は、本市にとっての非常に貴重なご意見であり、本条例の検討のみならず、今後の障害福祉施策の推進にも役立てていくべきご意見として受け止めています。

本市は、すべての人々が支え合い、共に行き、共に暮らす社会こそが当たり前の社会であるというノーマライゼーションのまちづくりを推進しています。

本条例の趣旨も、障害の特性に応じた多様な意思疎通のための手段を利用しやすい環境の整備を進め、共に生きる社会の実現をめざすものです。

本市では、これまで、箕面市障害者市民施策推進協議会やその専門部会で議論を行い、本条例の検討を進めてきました。

今後につきましても、パブリックコメントでみなさまからいただいたご意見を踏まえ、本条例の制定を急ぐのではなく、箕面市障害者市民施策推進協議会やその専門部会でしっかりとした議論を行い、より良い条例の制定のため、引き続き検討を行ってまいります。

お問合せ先

箕面市健康福祉部障害福祉課

電話 : 072-727-9506

ファクス: 072-727-3539

メール : syougai-fukushi@maple.city.minoh.lg.jp

#### [実施結果概要]

◆意見募集期間 平成29年(2017年)9月1日(金)から平成29年(2017年)9月30日(土)

◆意見提出者数 68名

◆いただいたご意見と市の考え方 次ページ以降に記載

「(仮称)箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための手段の利用促進条例(素案)」に対するパブリックコメント

## 提出された意見等の内容及び市の考え方

番号	いただいたご意見	市の考え方
1	<p>平素は、視覚障害者の自立と社会参加、福祉の増進に対します弛まざるご尽力に心より敬意を表します。</p> <p>このたびは、改めまして見出しに関する意見を次のとおり提出します。</p> <p>是非ともご検討の俎上に乗せていただき、実現に向け精力的にお取り組みいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>1. 点訳・音訳者養成事業を意思疎通支援事業として明確に位置付けていただきたい。そのうえで、とりわけ英語・科学・数学などの専門分野の点訳者及び音訳者を養成し、それを専門職として位置付けていただきたい。</p> <p>(説明)</p> <p>従来コミュニケーション支援事業を意思疎通支援事業とされたのは、双方向のコミュニケーションを想定されたものと理解しております。</p> <p>地域生活支援事業の中において「意思疎通支援を行う者の養成」とあります。意思疎通を支援する手段としては聴覚障害者の手話通訳・要約筆記の他に、盲ろう者の触手話・指点字や視覚障害者の代読・代筆などもその一部として説明されています。また、これまでは視覚障害者のための音訳・点訳もコミュニケーション支援事業として位置付けられてきました。しかし、音訳・点訳は娯楽や一般教養に加え専門分野の音訳・点訳も含まれているにもかかわらず、これまではボランティアの支援にのみ頼ってきました。点字図書館等におけるボランティアの貢献は引き続き重要ですが、それに加えて、高等教育や職業の分野において情報保障を確実に伴うためには、専門書の点訳者や音訳者を養成し、それらの者を専門職として位置付け、学術書ないし専門書を録音書や点字書として制作する</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1 点目の点訳・音訳者養成事業の位置づけについてですが、本市では関係機関と協力し、意思疎通支援者の養成に努めるとともに、広報紙「もみじだより」や市議会だより「ささゆり」等の点訳・音訳版を作成し、希望者に配布しています。専門分野の点訳者、音訳者については、本市で専門職として位置づける予定はありませんが、日常生活用具の給付品目として「視覚障害者用拡大・音声読書器」や「点字図書購入助成」を設けるなど、視覚障害者が点字や音声により日常生活に関する情報から専門的な情報などを幅広く取得することが可能となるよう努めています。</p> <p>2 点目のデータ製作の支援者の養成に関するご意見について、手話通訳者、要約筆記者、音訳者の養成が急務であるため、まずは手話通訳者、要約筆記者、音訳者の養成に努めていきたいと考えています。</p> <p>3 点目のご意見について、移動先での代筆代読は、同行援護事業に含まれます。また、自宅内での代筆代読はホームヘルプサービスに含まれています。</p> <p>また4 点目の協議会の設置について、本市では、障害者市民に関する施策の推進等については、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関しても、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただく</p>

<p>ことが必要です。それらは、極めて専門性の高い作業であり、いつまでも無償の奉仕活動では視覚障害者のニーズに応えることはできません。</p> <p>点訳・音訳者養成事業を自立支援給付としての意思疎通支援事業に組み入れ、併せて専門分野や専門書などの点訳・音訳などによる情報提供を行うことが必要です。</p> <p>2. 全盲者に限らず弱視者への情報保障としてテキストデージー制作員、マルチメディアデージー制作員などの「データ作成の支援者の養成」を意思疎通支援事業として組み入れていただきたい。</p> <p>(説明)</p> <p>テキストデージー、マルチメディアデージーは、弱視者が自分にあつた文字の大きさで、音声を聞きながら活字を見ることのできる媒体です。聞きながら見ることにより、弱視者の読書環境は格段に改善されます。</p> <p>2010年の著作権法の改正により「視覚著作物をそのままの方式では利用することが困難な者」として、サービス対象者を視覚障害者以外にも拡大されました。また、発達障害者などの読書にテキストデージーなどが有用であることが指摘されるようになってきました。幅広い障害者が活用している媒体であり、情報保障の観点からデータ制作の支援者の養成も意思疎通支援事業に組み入れていただきたい。</p> <p>3. 代筆代読のための訪問サービスを同行援護事業もしくは自立支援給付としての意思疎通支援事業に組み入れていただきたい。</p> <p>(説明)</p> <p>同行援護事業と移動支援事業は外出時の支援事業に位置付けられています。</p> <p>視覚障害者は、外出時においても、在宅時においても情報保障が必要ですが、在宅時における情報保障の仕組みがないため、郵便物や回覧板などを判読できないため、返信はおろか、その識別さえ困難な状況にあります。また、在宅時においても日常生活に関する各種の手続きを求められる場面も数多くあります。</p>	<p>ことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p>
--	--

	<p>そうした場面における支援を実現するためには、新たに代筆代読のための訪問サービスを独立した事業として位置付けることが理想ですが、それが困難な場合は「情報保障」を主眼に置いた同行援護事業の一環として位置付けることも考えられます。</p> <p>4. 件名の協議会の設置をしていただきたい。</p> <p>(説明)</p> <p>条例に関わる情報収集、検討、審議を行なう場が必要です。</p> <p>以上よろしく願いいたします。</p>	
2	<p>・文章が難しすぎる。分かり易い簡単な文章に変えて欲しい。</p> <p>・協議会について条例に明文化してほしい</p> <p>※私は手話サークルでろう者と交流しています。箕面市は福祉にも優しい市だと思っています(在市 12 年目)。</p> <p>(ろう者)手話は理解しにくい障害だと思えますが、情報が皆と同じ様に得られる、そんな市になるよう願っております。よろしく願いします。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1 点目の本条例の文章についてですが、本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生まれないよう、また、本条例制定後も、時代の変化や技術の進歩による状況変化に耐える表現とし、基本的な事項などは国の法律や条約等の表現を用いています。その他の事項については、齟齬が生じない範囲で、わかりやすい文章となるよう努めていきます。</p> <p>条例の文章が「難しくてわかりにくい」というご感想はもっともであると思しますので、わかりやすい説明資料を別途作成する予定です。</p> <p>2 点目の協議会について、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関しても、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成</p>

		員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。
3	知的障害者の意思疎通手段として、絵カード・写真など、理解が難しい言葉による情報より、視覚に訴えるツールの使用も具体的に明文化してください。	ご意見ありがとうございます。 本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生まれないよう、国の法律や条約等の表現を用いていますので、本条例での意思疎通手段の定義も障害者の権利に関する条約における意思疎通の定義を用いています。
4	<p>手話は言語である。手話は、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、『手話は、』聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な意思疎通のための手段である。</p> <p>⇒『手話は』の部分はいらないのでは</p> <p>第三章 手話以外の意思疎通・・・と、文頭に「手話以外の」と書き加えたほうがよいように思う。</p> <p>3 市は、市が作成する個人を対象とする通知文書等について、点字による情報提供を行うよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以前より限定的ではなくなった事を評価します。</li> <li>・条例とは関係ありませんが、視覚障害市民に対しての封書に最近刻印が施されていないのではないかと思います。刻印の有無で優先度が変わってきますので今一度実施の徹底をお願いします。</li> </ul> <p>(意見の聴取) → 「協議会の設置」としていただきたい</p> <p>第七条 市は、第四条各号に規定する施策の内容の検討及び見直しに当たり、障害者並びにその他の関係者及び関係団体の意見を聴くものとする。</p> <p>↓</p> <p>第7条 当条例に関する協議の場を障害者市民施策推進協議会定例会及び専門部会に置くものとする</p> <p>としていただくと多くの関係市民が納得するのではないかと思います。</p> <p>だいぶ譲歩されてきたと思いますが、もう一歩踏み出していただければありがたいと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1点目の「手話は、」の部分の必要性についてですが、法律や条例は、読む人によって解釈が変わらないよう、主語・述語を正確に記載する必要があります。ご指摘の条文についても、主語を明確にするため、「手話は、」の部分は必要と考えます。</p> <p>第3章「意思疎通手段の利用環境の整備等」に関するご指摘については、第2条第4号において、意思疎通手段を「言語(音声言語及び手話以外の非音声言語をいう。)…」と、手話を除いて定義しているため、素案のとおりとしていますが、齟齬が生じないように、意思疎通手段の規定も含め、引き続き検討します。</p> <p>2点目の封書への刻印に関するご意見について、いただいたご意見を参考に、施策の推進に努めます。</p> <p>3点目の意見の聴取に関するご意見については、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進</p>

	<p>以上です。</p>	<p>めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関しても、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p>
<p>5</p>	<p>ろう者が安心して暮らせる社会を実現するため、以下のことを条例に盛り込んでいただきたい。</p> <p>①聴覚障害者は、災害発生時に情報の入手が遅くなってしまうなどの不安を感じている。そのため、聴覚障害者の災害に関する施策を議論するための協議会の開催について条例に明記してほしい。</p> <p>②以下のことができる施設を立ち上げてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ろう者が容易に情報の取得や情報発信を行うことができる施設</li> <li>・ろう者が働くことができる施設</li> <li>・ろう者(特に高齢者)などが安心して暮らせる老人ホームのような施設</li> </ul> <p>③この条例を見直すことができるよう、条例中に具体的に記載してほしい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1点目の協議会の本条例での規定については、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の方、本条例の対象となる方にも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関しても、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p> <p>2点目のろう者に特化した施設については、新たに整備する予定はありませんが、本市では、みのおライフプラザに手話通訳業務員を配置し、情報の発信を行い、ろう者に対する支援を行っています。</p> <p>3点目の本条例の見直しについては、明文の有無に関わらず、必要に応じて適宜見直しを行います。</p>
<p>6</p>	<p>箕面市の手話サークルで楽しく活動している一人です。条例立ち上げの専門部会のメンバー数人も当サークルにいます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1点目、2点目のご意見について、本条例は、様々な障害特性に応じた意思疎通の支</p>

<p>1. 先日の民生常任委員会の議員と市側のやり取りは、これまでの専門部会の流れを端的に表していると感じました。市側は、「まず条例ありき」が一番です。「障害者にやさしい箕面市にしていこう」という障害者に寄り添って一体になって「内容重視」で創り上げるという姿勢が市側に全く見えません。その数例を以下に述べます――</p> <p>2. 言語条例と情報コミュ条例の2本立て案は、1 本化した条例ならばどうまとめるべきか？という議論に変えられて、結果双方で合意した形となっています。圧力に屈した形です。2 本化すると、これからの改定時など運用上問題が多いと言いますが、2 本化を前提に表現内容の議論を重ねていって着地点を見出していくのが法制部門の実力ではないでしょうか。</p> <p>3. 条例制定後の施策内容のフォローについて、条例案の第7条では「関係者、団体の意見を聞く」となっています。一般市民にとっては、この表現を前向きにとらえてパスしてしまうかもしれません。が、全国どこの条例でも協議会設置を条例で明文化している昨今、箕面市のこの問いかけは回り道にしか思えません。炎上するばかりです。今まで継続してきた専門部会がこの条例の施策フォロー機関として最適であり、政策に落とし込める組織の中の位置づけにすべきと考えます。</p> <p>4. 表現方法について。今までの専門部会でも強い要望で、配布の条例文面がタテ→ヨコ書きになった経緯があります。ましてや今回はパブコメです。それこそ読みやすいヨコ書きで公開すべきだったのではとビックリしています。市として制定する条文は規定でタテ書きでしょうが、市民が触れる文言は条文であってもヨコが常識。全国の自治体でも公開文面でタテ書きは一つもありません。また、条例案の中の「多様な意思疎通手段」という表現から「多様な」を削除しても十分意味は通じるとした市側の見解ですが、“思いを込めた表現”が外された感じですが、こだわりますが、こういうこととても大事なことだと思います箕面市として。</p> <p>5. 以上感じたことを述べましたが、これが</p>	<p>援施策を、障害特性にかかわらず、一体的に推進することが有効と考え、手話言語条例と情報コミュニケーション条例の2つに分けるのではなく、1つの条例としています。</p> <p>なお、本条例の策定にあたっては、障害者や支援者にご意見をいただきながら検討を進めており、反映できるご意見については、できるかぎり素案に反映させていただきました。</p> <p>3点目の協議会の設置に関するご意見については、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関しても、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p> <p>4点目のご意見について、ご指摘を参考に場面に応じた適切な形式となるよう努めます。また、「多様な意思疎通手段」の表現に関するご指摘について、より適切な表現となるよう引き続き検討していきます。</p> <p>5点目について、ご意見を参考に施策の推進に努めます。</p>
--	--

<p>らの障害者行政の施策のほうがなによりも大事で、特に顕在化されていない障害者に対してです。私が接している聴覚障害者の場合ですが、箕面市 13.7 万人の中で聴覚障害者手帳を持っている人は 200 人以上います(福祉課調べ)。でも私が知っている聴覚障害者の方は 10 名前後です。関係団体に属して地域社会に積極的に参画している方はとても少ないと思います。もっとも増やしたい。そのためにも障害者の情報保障や障害者に配慮した施策を万全の組織体制で進めていってほしいと思います。</p>	
<p>障害特性に応じた多様な意思疎通支援について</p> <p>○特に入院時において、本人もしんどいので、本人の発したちょっとしたしぐさや変化を受けとめてくれる本人のことをよく知っているヘルパーさんにコミュニケーション支援をして欲しい。看護師さんはずっとそばにいるわけではなく、本人の発していることをなかなか受けとめてもらうことはむずかしい。また、担当の看護師も交代で代わっていくので、本人のことをなかなか分かってもらえない。入院時のコミュニケーション支援を受けるには、重度訪問介護の利用者とのこと。</p> <p>重度訪問介護を利用しなくても、利用できるようにして欲しい。</p> <p>7 ○重度身体障害と知的障害があっても、本人には何らかの意思を発信しているので、幼い頃より自分の意思を何らかの型で人に伝える経験をつまらせて欲しい。またその方法も身につけられるよう指導して欲しい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1 点目について、医療機関への介助等のヘルパー派遣は、医療制度・福祉制度において二重給付となり、現行制度では認められていません。</p> <p>本市では、重度障害者と医療従事者との意思疎通等を目的とした入院時コミュニケーション支援事業を実施しています。</p> <p>また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正され、平成 30 年 4 月から施行されることにより、「最重度の障害者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態を熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができる」とこととなります。</p> <p>現段階では「障害支援区分 6 のかたを対象とする予定」となっていますが、入院中のヘルパー利用が法的に可能となったことから、今後も必要なかたが利用できるよう、本市独自の入院時コミュニケーション支援事業を継続しながら、さらなる充実について、引き続き国に要望していきます。</p> <p>2 点目の障害児の意思疎通に関するご意見について、本市では、早期療育事業における保育や機能訓練、保育所や幼稚園等における支援保育や支援教育において、子どもの主体性を大切にしながら、自分の意思を伝えるための経験を積んでいただけるよう支援しています。</p>
<p>8 ①条例素案は、具体的な施策として、2 章</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>

<p>以降で「現在できることを記載した」と箕面市は回答されていますが、当事者が今後どのような場面で、どのような事が必要となるかはわからないままでは困ります。そのため、今後検討したり、改善したりするための「協議会の設置」を明文化してください。</p> <p>②「条例素案では、抽象的表現が多い」と言ったら、「条例とはそういうものです。」という役所の方がおられるそうですが、それでは市民の理解は深まりません。当事者、支援者、関わりのある人たちの具体的な活動を正確に記載し、当事者、関係者が必要としている事を具体的な施策に取り入れて分かりやすく「これからこうしていく」と書くべきだと思います。</p> <p>◎「豊かな共生社会の町・箕面」にふさわしい条例を制定して下さい。</p>	<p>1点目の協議会の設置について、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関しても、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p> <p>2点目の本条例の表現については、本条例では、できるかぎり解釈に齟齬が生まれないうよう、また、本条例制定後も、時代の変化や技術の進歩による状況変化に耐えうる表現とし、基本的な事項などは国の法律や条約等の表現を用いています。その他の事項については、齟齬が生じない範囲で、わかりやすい文章となるよう努めるとともに、わかりやすい説明資料を別途作成する予定です。</p>
<p>障がい者権利条約に基づき、「促進条例」(以下本条例)の制定にあられました関係者のみなさんの真摯なとりくみに敬意と感謝を申し上げます。</p> <p>本条例案はろう者の方をはじめ多様な意思疎通困難者のためのコミュニケーションを促進する条例案です。さらには障害の有無にかかわらず、すべての人があたり前のくらしができるような社会をめざして条例を制定することを目的としています。</p> <p>これまでの市の取り組みの上に障がい</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1点目の市の責務について、ご指摘のとおり、市の責務の範囲は広く、そのため第4条において、理解の促進以外にも、利用環境の整備、市主催行事等における意思疎通支援者の配置、災害時の情報伝達にかかる施策の推進を市の責務として定めています。</p> <p>意思疎通手段を利用する環境整備については、具体的な取り組みの中で検討していきます。</p>

<p>者権利条約の定義や基本理念にそった条例として、積極的な施策が期待されます。条例実施後の検証や、充実のために協議会の継続や多様な障がい者や関係者の参加を広げることがを要望するものです。この立場から数点について意見をのべます。</p> <p>第4条の市の責務にある施策は、啓発に重点が置かれています。もちろんこれは大切なことですが、以下の条文を合わせて読みますと不十分です。聴力障がい者をはじめすべての意思疎通困難者を対象にした、情報取得と利用の環境整備促進とは、具体的にはどのようなことを想定されているのでしょうか。また、災害そのほかの非常事態への対応についても多面的な対応が求められます。例えば失語症の方の場合、コミュニケーションカードやスマホやタブレットの活用等で意思疎通をはかりますが、障がい特性によりそう医療や福祉、人、コミュニケーションツールの研究や環境整備などでは、事業所との共同も必要になります。市の責務の範囲は極めて広いといえます。</p> <p>(財政上の措置)が予算の範囲内とうたう第8条とあわせて読みますと、実践が消極的になるのではないのでしょうか。条例の提起や基本理念をいかすためにも、第8条の予算の範囲内の表現を削除して、必要な財政上の措置を講ずるものと明記することを提案します。</p> <p>(意見の聴取)の第7条についても、意見を聴取にとどまらず協議し決定すると表現し、文字通り本条例を必要とするすべての方々の参加を保障する内容にされることを提案します。</p> <p>(手話による意思疎通支援)第13条についても、意思疎通の支援の必要性の判断は当事者におくべきであり、形式上とはいえ判断を市長にゆだねるという表現は実態にあいません。</p> <p>要約筆記の項目やその等についても同様です。</p> <p>本条例実施にあたり現時点ではふれられていないことも含め、今後検討、改善すべき事柄がうまれてくるでしょう。障がい者権利条約に伴う法整備や市のその他の条</p>	<p>2点目の財政上の措置に関する記載についてですが、全ての施策において、事実上、予算の範囲内となります。予算は市の全施策を総合的に判断して編成されており、障害福祉分野についても、毎年度、様々な情勢を見ながら予算を組んでいます。本条例の施行により、本条例のめざす理念の実現に向けて関連する事業の予算についても充実した議論をしていきます。</p> <p>3点目の協議する場の明文化に関するご意見について、本市では協議の場を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関しても、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p> <p>4点目の意思疎通の支援の必要性の判断に関するご指摘について、意思疎通支援者の派遣に関する基準については、支援の体制や財政上の点から一定の基準を設ける必要があります。</p>
--	--

	<p>例や要綱、内規などの見直しも検討課題になると考えますが、本条例策定にいたる関係者のみなさんの努力に敬意を表し、条例実施後も協議機関を継続され、当事者や関係者、市民参加での施策の優れた前進を重ねて期待するものです。</p>	
10	<p>1. 市役所本館で申請をするときに、筆談では通じず、意図することと違って困ることがあった。市役所本庁にも手話通訳者を配置して欲しい。 (事例) 夫の死亡に関する証明書や、息子の戸籍関係の書類を本庁で申請した際に、筆談の内容が分からず、何度も行き違いがあり、再度窓口に行かなければならなかった。</p> <p>2. FAXの着信を、どの部屋にいても目で見て分かるように、光で知らせてくれ、持ち運べる聴覚支援機器が欲しい。</p> <p>3. 音が明瞭に聞こえないため、家の回りで発生する音の原因も分からず困ることがある。特に一人暮らしで不安なため、1ヶ月に1回でも良いので、自宅に支援者に訪問してもらい、手話通訳を介して困っていることを相談したい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1点目の手話通訳者の配置に関するご意見について、本市では、みのおライフプラザに手話通訳業務員を配置し、依頼に応じて市役所本庁に派遣しています。市役所本庁への派遣をご希望される場合は、ファクス等で事前にご依頼ください。</p> <p>2点目の聴覚支援機器について、ご希望の聴覚支援機器は日常生活用具の「聴覚障害者用屋内信号装置」として給付対象となっています。障害等級や所得状況によって給付できない場合もありますので、障害福祉課にご相談ください。</p> <p>また3点目のご意見について、本市では、聴覚障害者の用務時の意思疎通のために、手話通訳者を派遣しています。派遣が必要な場合は障害福祉課にご相談ください。定期的な訪問については、相談支援事業所や包括支援センターなどにご相談ください。</p>
11	<p>①条例の中に、条例の見直しや施策についての議論をするための協議会について明文化すること。</p> <p>今回の条例案はまだまだ不十分なところがあり、今後不都合が出るのが考えられる。その場合に条例を見直すという目的でも、協議会の設置が必要である。また、市は箕面市障害者市民施策推進協議会に専門部会を立ち上げて議論すると言っているが、専門部会というのは親会の下にあるもので、箕面市障害者市民施策推進協議会の中での発言力は親会よりも下だと思っている。そこで手話言語に関する議論をしても、ろう者の意見が十分に届かない可能性があるため、箕面市障害者市民施策推進協議会の専門部会で議論することについては納得いかない。条例の中の手話言語の部分について、聴覚障害者及び関係者と市とで直接議論ができる場を設けるためにも協議会は必要と考える。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関しても、これまでと同様に、同協議会を協議の場</p>

<p>②今回の条例は協議会ありきであり、協議会の記載が無いのであれば、条例検討を振り出しに戻し、手話言語条例と情報コミュニケーション条例を分けて再検討すべき。</p> <p>今回の条例案に協議会の記載が無ければ、今回の条例は不要である。手話言語条例と情報コミュニケーション条例のそれぞれを別に検討しなおすべきだと思う。過去に、箕面市の手話通訳者の配置について、ろう者と市とで直接議論し、手話通訳者の配置が実現できたが、それと同様に、手話言語条例単体の検討について、ろう者と市とで直接議論し再検討したい。</p>	<p>とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p> <p>また、本条例は、様々な障害特性に応じた意思疎通の支援施策を、障害特性にかかわらず、一体的に推進することが有効と考え、手話言語条例と情報コミュニケーション条例の2つに分けるのではなく、1つの条例としています。</p>
<p>12</p> <p>1. 第二条の四の部分について 「文字の表示」という部分を「要約筆記や手話など文字の表示」に変えてほしい。 理由:私は箕面市に要約筆記者として登録して活動しています。現在の状況でも文字の表示の場合、ほとんどが手話と要約筆記なので、そういう制度を市民に知らせる意味においても具体的な名称を表記してほしいです。</p> <p>2. 条例のハンドブックなどを作ってほしい。 理由:条例の素案を読んだが、堅苦しくてわかりづらいから。市民が理解して、制度を使いやすくすることが大切だと思います。</p> <p>3. 制度をより良く、柔軟に変更できるようにしてほしい。 条例を柔軟に運営できるように、当事者との話し合いの場を明記したほうが良いと思います。 情報・コミュニケーションに関する当事者の意見を聞く場を明記したほうが良いと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1点目の意思疎通手段の表現について、本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生まれないよう、国の法律や条約等の表現を用いていますので、この表記も障害者の権利に関する条約における意思疎通の定義を用いています。</p> <p>2点目のご意見について、条例の文章が「難しくわかりにくい」というご感想はもっともであると思いますので、わかりやすい説明資料を別途作成する予定です。</p> <p>3点目の当事者との話し合いの場の本条例への明記について、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関しても、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成</p>

		員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。
13	<p>当事業所には、病気や事故で脳を損傷したことによる高次脳機能障害の方が 26 名通っています。同障害により、言葉を「聞く」「話す」「読む」「書く」「理解する」ことが困難になる失語症を発症され、日々のコミュニケーションに苦勞されている方がそのうちの 3 割を占めます。また、同障害よって記憶の保持や注意を向けることが困難となり、結果としてコミュニケーションが成立しづらい方もおられます。高次脳機能障害や失語症については、今以上に広く知っていたかなければ、適切な配慮も得られにくいと思います。</p> <p>⇒「障害者の意思疎通を促進する」の説明文の中に”高次脳機能障害”を追記してください。</p> <p>中途障害の方々には、一般社会の中で獲得してきた経験があります。脳損傷により大半の方に失語症が発現しますが、言語訓練によって回復されているケースはたくさんあります。一定期間で回復しなくても、周囲の配慮や訓練の機会によって、少しずつ回復していくケースもあります。つまり、時間をかければ回復の余地があるということです。しかしながら、言語訓練は急性期・回復期の医療現場、もしくは介護保険サービスの範囲に限られています。回復の可能性がありながら、その機会に出会う場も配慮者も極端に少ないのが現状です。</p> <p>⇒「第三章 意思疎通手段の利用環境の整備等」に関して、言語聴覚士などの専門職を行政機関に配置し、常に相談できる環境を整えてください。また、意思疎通のための支援に対して指導を必要とする事業所などに、専門職がアウトリーチできるようにしてください。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1 点目の高次脳機能障害の追記に関するご意見について、前文中の「身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害その他心身の機能の障害」に、高次脳機能障害も含まれます。本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生まれないよう、国の法律や条約等の表現を用いていますので、この表記も障害者基本法における障害者の定義を用いています。</p> <p>2 点目のご意見について、障害に関するご相談は基幹相談支援センターで相談をお受けします。専門的なことについては、医療機関等の適切な機関に繋いでいくよう努めます。</p>
14	<p>・定義の第二条四のところに意思疎通の手段として、いろいろなツールが書かれていますが、本人の意思を汲み取るのが、ツールではなく人だという重度障害者もいます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1 点目のご意見について、ご指摘の「人による意思疎通」も含め、第 4 条第 2 号のとおり、利用環境の整備に努めます。</p>

<p>言葉や文字などの手段を用いて訴えることができない人に対しても、意思疎通の道を開いてください。家族だけではフォローできない時が来ます。</p> <p>・第十九条、第二十条、第二十一条、第二十二條の意思疎通に関する内容のところに、要約筆記への言及はありますが、その他の多様な意思疎通に対しての支援は、全く排除されてしまっています。</p> <p>このままでは、第三章以下の学ぶ機会の提供や学校等における理解の促進などは要約筆記のことだけと誤解されてしまいます。この条例の「箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための手段の利用促進条例」という名称に合致した内容にするため、要約筆記だけでなく、多様な支援内容があることがわかるように書きかえてください。</p> <p>・第二条八の文言 意思疎通支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者向け通訳・介助員、その他その障害の特性に応じた意思疎通のための手段を用いて障害者の意思疎通を支援する者を言う、と書きかえてください。</p> <p>・市民の役割として第五条に市民の努めが書かれていますので、市民に周知、理解を深めてもらうためには、(定義)第二条 一 障害者の定義のところに、知的障害、精神障害、発達障害、重度の身体障害、高次脳機能障害、失語症 難病等、できるだけはっきり明記して市民のみなさんに、障害者のイメージを広く持ってもらえるよう努めてください。</p> <p>・(意見の聴取) 第七条 市は、第四条各号に規定する施策の内容の検討及び見直しを、障害者並びにその他の関係者及び関係団体が要望した時、意見聴取の場を持つ。と書きかえてください。</p> <p>・パブリックコメントの参考資料として置かれている文書に、II 概要の項があり、5.意思疎通手段の利用環境の整備等のところで、(7)手話通訳者以外の意思疎通支援者の確保と養成と書かれています。素案を読むと(手話通訳を除く。)と書かれている</p>	<p>2点目の第19条、第20条、第21条、第22条についてですが、障害によって、例えば瞬きや目の動きなど多様な意思疎通のための手段があると認識しており、本条例は、全ての障害者を対象と捉えています。つきましては、様々な機会を通じて、多様な意思疎通の形態や支援内容があることの周知に努めます。</p> <p>3点目の第2条第8号に関するご指摘について、引き続き検討します。</p> <p>4点目の障害者の定義について、本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生まれないう、国の法律や条約等の表現を用いていますので、この表記も障害者基本法における障害者の定義を用いています。</p> <p>5点目の意見の聴取に関するご意見について、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関しても、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p> <p>そのため、本条例では、第7条において、「市は、第4条各号に規定する施策の内容の検討及び見直しに当たり、障害者並びにその他の関係者及び関係団体の意見を聴くものとする。」と定めています。</p>
---	--

	<p>ので、本当は多様な(要約筆記以外も含んだ)意思疎通の支援者の確保と養成の意味と思いますが、概要だけ読まれた方は、要約筆記者の確保と養成のことだけと解釈されてしまいかねません。常に、手話と要約筆記だけが意思疎通のための支援手段と誤解しそうな文章が並んでいるように思えます。</p> <p>多様な障害者の、多様な意思疎通の支援を掲げてほしいです。「障害者意思疎通を促進する」のところに、・・・障害の有無にかかわらず、全ての人がかたがあたり前に、自らが望む意思疎通のための手段の選択の機会が確保され、日常生活又は社会生活の中で情報を取得し、利用し、また、意思疎通を図ることができる社会を目指し、この条例を制定するものである。と書かれています。障害種別で排除されることのない意思疎通のための手段の利用の促進を目指してほしいです。</p>	
<p>15</p>	<p>①失語症のかたと意思疎通するための理解促進をお願いします。ひとつの方法として、添付資料のようなものを作ってください。 添付資料「失語症の方との上手なつき合い方」</p> <p>②失語症のかたと意思疎通を図るためのツールをつくり、役所や病院などの窓口においてください。参考に中途障害者作業所いきがいワークの利用者(失語症のかた)が実際に使用している絵本のコピーを添付します。</p> <p>添付資料「ことばのべんきょう」</p> <p>③条例素案 第七条「…障害者並びにその他の関係者及び関係団体の意見を聴くものとする」とあるように、当事業所にも意見聴取をしてください。当事業所には失語症のかたが十数名(約半数)おられます。</p> <p>④第八条「予算の範囲内において」ではなく、予算化してください。</p> <p>⑤条例施行後も、理解促進、環境整備がすすむよう、障害当事者及び関係団体と協議する機会を定期的につくってください。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1点目、2点目のご提案の失語症のかたに関する支援について、障害特性に応じた意思疎通手段に対する支援の一つとして参考にさせていただきます。</p> <p>3点目の意見聴取については、箕面市障害者市民施策推進協議会やその専門部会において、様々な障害当事者のご意見を伺う予定です。なお、専門部会では、検討等の内容に応じて、同協議会で構成員となっていない当事者や支援者等にもご参加いただき、ご意見を伺いながら、より専門的に施策の検討を行います。</p> <p>4点目の財政上の措置に関する記載についてですが、全ての施策において、事実上、予算の範囲内となります。予算は市の全施策を総合的に判断して編成されており、障害福祉分野についても、毎年度、様々な情勢を見ながら予算を組んでいます。本条例の施行により、本条例のめざす理念の実現に向けて関連する事業の予算についても充実した議論をしていきます。</p> <p>5点目の協議の機会についても、同協議会やその専門部会を協議の場とし、ご意見をいただきたいと考えています。</p>

16	<p>手話言語条例を作るに当たり、第7条の文章「関係者及び関係団体の意見を聴くものとする」というところの、意見を聴くだけではなく、是非当事者参加の話し合いの場、協議会をつくり意見を言わせてほしい。箕面市障害者市民施策推進協議会だけでは、当事者が入っていないので。</p> <p>予算について、予算の範囲内というところを、予算を作ってほしい事を要望します。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1点目の協議会について、本市ではこれまで、本条例の検討も含め、障害者市民に関する施策の推進等については、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>専門部会は、検討等の内容に応じて、同協議会で構成員となっていない当事者や支援者等にもご参加いただき、ご意見を伺いながら、より専門的に施策の検討を行っています。</p> <p>本条例施行後の施策の実施に関しても、これまでと同様、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p> <p>2点目の財政上の措置に関する記載についてですが、全ての施策において、事実上、予算の範囲内となります。予算は市の全施策を総合的に判断して編成されており、障害福祉分野についても、毎年度、様々な情勢を見ながら予算を組んでいます。本条例の施行により、本条例のめざす理念の実現に向けて関連する事業の予算についても充実した議論をしていきます。</p>
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて見直すことが出来るように条例に書く。</li> <li>・協議会の設置と条例への明文化を要望。</li> </ul>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1点目の本条例の見直しについて、明文の有無に関わらず、条例は必要に応じて適宜見直しを行います。</p> <p>2点目の協議会の本条例での明文化については、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p>

		<p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関しても、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p>
18	<p>・条例の文章が難しいので、みんながわかりやすい文章・言葉で表してほしい。</p> <p>・はじめて、手さぐりしながら作っている、まだ完全ではない条例だと思うので、条例の訂正や変更ができるしくみが必要だと思います。</p> <p>・話し合いの場として、障害者推進協議会もあると思いますが、すべての当事者(例えば聴覚障害者)が入っているわけではないので、専門性の高い協議会の設置、その明文化が必要だと思います。よろしく願いいたします。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1点目の本条例の文章についてですが、本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生まれないよう、また、本条例制定後も、時代の変化や技術の進歩による状況変化に耐える表現とし、基本的な事項などは国の法律や条約等の表現を用いています。その他の事項については、齟齬が生じない範囲で、わかりやすい文章となるよう努めていきます。</p> <p>条例の文章が「難しくてわかりにくい」というご感想はもっともであると思いますので、わかりやすい説明資料を別途作成する予定です。</p> <p>2点目の本条例を変更することができる仕組みについては、明文の有無に関わらず必要に応じて適宜見直しを行います。</p> <p>3点目の協議会の本条例での明文化について、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>本市ではこれまで、本条例の検討も含め、障害者市民に関する施策の推進等については、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>専門部会では、検討等の内容に応じて、同協議会で構成員となっていない当事者や支援者等にもご参加いただき、ご意見を伺いながら、より専門的に施策の検討を行って</p>

		<p>います。</p> <p>本条例施行後の施策の実施に関しても、これまでと同様、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p>
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気軽に集える場所</li> <li>・気軽におしゃべりできる場所</li> </ul>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>いただいたご意見を参考に、施策の推進に努めます。</p>
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある方の必要とされる支援はまちまちです。</li> <li>当事者の要望する意見を細かくくみとり、理解し支援のかたちを決めていくべきものと思います。</li> <li>その為には、それを話し合える協議会の設置を切望します。</li> <li>・現在の障害者の環境と将来の環境は短いスパンで変化していくと思う。</li> <li>IT化する可能性が高い将来、「予算の範囲内」8条という制限ある文言は入れないで欲しい。</li> <li>条件が変わることが予想される由に協議会はぜひ設置してもらいたい。</li> </ul>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1点目の協議会について、本市では、障害者市民に関する施策の推進等については、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関しても、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p> <p>2点目の財政上の措置に関するご意見について、予算は固定でなく、毎年度、そのときの情勢に合わせて編成されており、支援のIT化など大きな変革があった時は、予算そのものがそれに見合った形になっていきます。予算は市の全施策を総合的に判断して編成されており、障害福祉分野についても、毎年度、様々な情勢を見ながら予算を組んでいます。本条例の施行により、本条例のめざす理念の実現に向けて関連する事業の予算についても充実した議論をしていきます。</p>
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文章が難かしすぎる。分かり易い簡単な文章に変えて欲しい。</li> <li>・条例について、協議会にのせて、明文化して欲しい。</li> <li>※妻は手話サークルにいます。福祉に優し</li> </ul>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1点目の本条例の文章についてですが、本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生まれないよう、また、本条例制定後も、時代の変化や技術の進歩による状況変化に耐えう</p>

	<p>い箕面市を期待しています。</p>	<p>る表現とし、基本的な事項などは国の法律や条約等の表現を用いています。その他の事項については、齟齬が生じない範囲で、わかりやすい文章となるよう努めていきます。</p> <p>条例の文章が「難しくてわかりにくい」というご感想はもったもであると思いますので、わかりやすい説明資料を別途作成する予定です。</p> <p>2点目の協議会の本条例での明文化について、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関しても、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p>
22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の設置と条例への明文化を要望。</li> <li>・必要に応じて見直すことができるように条例に書く。</li> </ul>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1点目の協議会の明文化について、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及び</p>

		<p>その専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関して、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p> <p>2点目の本条例の見直しについては、明文の有無に関わらず、必要に応じて適宜見直しを行います。</p>
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて見直しことが出来る条例とする。</li> <li>・協議会がスムーズに運営できる体制の確立をはかる。</li> </ul>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1点目の本条例の見直しについては、明文の有無に関わらず、必要に応じて適宜見直しを行います。</p> <p>2点目の協議会のスムーズな運営体制に関するご意見について、本市では、これまで障害者市民に関する施策の推進等については、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。引き続き、同協議会及びその専門部会について、スムーズな運営に努めます。</p>
24	<p>早急の条例の作成にいろいろ問題があり、今後も出てくると思われるので、策定後も改善できるよう協議会を作る必要性を感じます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。本市では、障害者市民に関する施策の推進等については、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関して、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反</p>

		映したいと考えています。
25	<p>・協議会の場所設置して欲しい。 ・必要に応じて見直すことができるように条例に書いてほしい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 1点目の協議会の設置について、本市では、障害者市民に関する施策の推進等については、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。 本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。 本条例に規定する施策の実施に関しても、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。 2点目の本条例の見直しについては、明文の有無に関わらず、必要に応じて適宜見直しを行います。</p>
26	<p>●準備が整うのを待つのでなく、あらゆる機会に障害のある人が参加できるようにお互いに歩み寄り、考えることが大切。 本条例案は行政・事業者・市民が意思疎通のための多様な手段を必要とする人が市民として普通に生活できるようにお互いに理解を促進するための第一歩となるものであると思います。 条例が絵に描いた餅にならないために最も大事なことは、「啓発」事業もさることながら、聴覚障害者をはじめとする様々な障害のある人が、教育・雇用、あらゆる機会において排除されずに、まず参加できるように配慮することです。 ●使いたいときにすぐに使えるように。 行事やさまざまな社会生活において、手話や意思疎通のための手段が、必要なときにすぐに使えるものでなければ条例があっても結局、意味がありません。 気になることは、手話などを「必要であると市長が判断したときに支援する」と書かれていることです。 「手話による意思疎通の支援が必要であ</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 1点目のご意見について、全ての人が支え合い、共に生き、共に暮らす社会こそが当たり前の社会であるというノーマライゼーションのまちづくりを推進します。 2点目の支援の判断基準に関するご指摘について、意思疎通支援者の派遣に関する基準については、支援の体制や財政上の点から一定の基準を設ける必要があります。当該基準については、障害者の情報保障の観点を踏まえ、どのような場合に支援が受けられるのかを、規則や要綱で定める予定です。手続きについては、できるだけ簡単に、必要な時に使っていただけるよう、ご意見を参考にさせていただきます。</p>

	<p>る」という判断基準は何でしょうか。</p> <p>障害がなければ当たり前に参加できる行事等に障害があることが理由で参加できないことがないように、ということ判断基準としていただきたいと思います。(例えば医療機関の受診は良いが娯楽的なものはダメとか、言われかねません。)</p> <p>また、市長の判断をあおぐということは、事前に申し出て、決定まで時間がかかるのではないかと懸念されます。必要な時に簡素な手続きで使えるように具体の政策を作ってください。</p>	
27	<p>◎条例制定後も話し合える協議会の設置と条例の中に協議会の明文化を強く要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・箕面市障害者市民施策推進協議会にはろう者の当事者は入っていないので、くわしい話ができないのではないかと。</li> <li>・将来の子ども達のためにも話し合う場が必要。</li> <li>・生活の中の困り言等をすい上げる場としても必要。</li> <li>・予算の範囲内と書かれているが、それは省いて、積極的にとってもらえるようにしてほしい。</li> <li>・条例の中で、手話通訳、要約筆記は市長が判断して付けるということが書かれているが、ろう者の人が必要なことには、市長の判断では付ける必要があるので、「市長の判断」はおかしい。</li> </ul>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1点目から4点目までの協議会に関するご意見について、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>本市ではこれまで、本条例の検討も含め、障害者市民に関する施策の推進等については、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>専門部会では、検討等の内容に応じて、同協議会で構成員となっていない当事者や支援者等にもご参加いただき、ご意見を伺いながら、より専門的に施策の検討を行っています。</p> <p>本条例施行後の施策の実施に関しても、これまでと同様、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p> <p>5点目の予算の範囲内に関する記載についてですが、全ての施策において、事実上、予算の範囲内となります。予算は市の全施策を総合的に判断して編成されており、障害福祉分野についても、毎年度、様々な情勢を見ながら予算を組んでいます。本条例の施行により、本条例のめざす理念の実現に</p>

		<p>向けて関連する事業の予算についても充実した議論をしていきます。</p> <p>6点目の「市長の判断」に関するご意見について、意思疎通支援者の派遣に関する基準については、支援の体制や財政上の点から一定の基準を設ける必要があります。</p>
28	<p>障害者推進協議会のメンバーにはろう者はいません。</p> <p>今回条例ができて、さらに内容について話し合いの出来る場である協議会の設置は絶対必要だと思います。ぜひ協議会の設置を文章にもりこんでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・もっと分かりやすい文章にしてください。</li> <li>・第12条、13条に「市長が判断した場合に手話通訳」とあるが、ろう者にとって必要な当然、通訳を付けるべきと思う。</li> </ul>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1点目の協議会の設置について、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>本市ではこれまで、本条例の検討も含め、障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>専門部会では、検討等の内容に応じて、同協議会で構成員となっていない当事者や支援者等にもご参加いただき、ご意見を伺いながら、より専門的に施策の検討を行っています。</p> <p>本条例施行後の施策の実施に関しても、これまでと同様、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p> <p>2点目の本条例の文章についてですが、本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生まれないよう、また、本条例制定後も、時代の変化や技術の進歩による状況変化に耐える表現とし、基本的な事項などは国の法律や条約等の表現を用いています。その他の事項については、齟齬が生じない範囲で、わかりやすい文章となるよう努めていきます。</p> <p>条例の文章が「難しくてわかりにくい」というご感想はもっともであると思いますので、わかりやすい説明資料を別途作成する予定です。</p>

		<p>3点目の支援の判断基準に関するご指摘について、手話通訳者の派遣に関する基準については、支援の体制や財政上の点から一定の基準を設ける必要があります。</p>
29	<p>・条例制定後に様々な問題や見直しの必要な点が多く出てくることが予想されます。そういう議論を行う場として、当事者・支援者・関係者など集まり協議する場として協議会の設置と明文化を願います。</p> <p>・「手話及び意思疎通手段」について一般市民が大体理解できるよう、具体的にもっと説明してほしいと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1点目の協議会の設置と明文化に関するご意見について、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関しても、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p> <p>2点目の意思疎通手段の表現について、本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生まれないよう、国の法律や条約等の表現を用いていますので、この表記も障害者の権利に関する条約における意思疎通の定義を用いています。</p>
30	<p>「協議会の設置と条例への明文化」を要望いたします。今までに障害者に対して何か問題が発生した時には障害者市民施策推進協議会で話し合いをされたそうですが、その中には聴覚障害者のかたが誰もメンバーに入っていないとお聞きしておりますが、今回の新しく条例を作っていただく上においては、後で何か問題が起こった時には、すみやかに問題解決出来るように当事</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>本市ではこれまで、本条例の検討も含め、</p>

	<p>者である聴覚障害の人もメンバーに入った「協議会」の設置とまたこれを今回の条例の中に明文化していただけるように要望いたします。</p>	<p>障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において聴覚障害のかたも構成員としてご参加いただき、議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>専門部会では、検討等の内容に応じて、同協議会で構成員となっていない当事者や支援者等にもご参加いただき、ご意見を伺いながら、より専門的に施策の検討を行っています。</p> <p>本条例施行後の施策の実施に関しても、これまでと同様、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p>
31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の中に協議会を設置することを明文化してほしい。</li> <li>・文章をわかりやすくしてほしい。</li> </ul>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1点目の協議会の設置について、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関しても、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p> <p>2点目の本条例の文章についてですが、</p>

		<p>本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生まれないよう、また、本条例制定後も、時代の変化や技術の進歩による状況変化に耐える表現とし、基本的な事項などは国の法律や条約等の表現を用いています。その他の事項については、齟齬が生じない範囲で、わかりやすい文章となるよう努めていきます。</p> <p>条例の文章が「難しくてわかりにくい」というご感想はもつともであると思いますので、わかりやすい説明資料を別途作成する予定です。</p>
32	<p>条例素案の第七条 市は…障害者並びにその他の関係者及び関係団体の意見を聴くものとする。 「意見を聴くものとする。」では、条例制定後に問題が起こった時、審議することなく終わってしまいます。話し合い、検討する場として協議会を設置することが必要です。また、協議会で話し合われた結果が実効性のある形で反映されるように、条例に明文化して欲しい。 部会での話し合いが早急過ぎ、当事者が納得がいかないままでの条例案作りでは、制定後に問題が生じてくると思います。ですから、制定後の協議会の設置が必要です。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関しても、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。なお、本条例の制定を急ぐのではなく、引き続きご意見を伺いながら、素案の修正を進めます。</p>
33	<p>近隣の他市に比べて箕面市は福祉の進んだ市だと認識してきた。新しい条例を作るにあたっては、先行する市、県の良いところや反省するところを学びながら箕面市らしい市民のための条例作りをしてほしいと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。ご意見を参考に、引き続き本条例の検討に努めます。</p>
34	<p>・条例の内容が抽象的で分かりにくい</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>

<p>で、誰が読んでも分かる内容にしてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回、初めての条例制定で、制定後に簡単に変更ができないのは困る。何か問題が生じた時に話し合うことができる協議会の設置は、条例にはっきりと書いてほしい。</li> <li>・条例に協議会(条例ができて、何か問題が起きたり変更が必要な場合必ず協議する場がある)を設置する。明文化する事。</li> <li>・当事者、支援者(手話通訳・要約筆記)、関係団体(障がい者団体)(福祉会)を、協議会にメンバーとして入る。</li> <li>・財政上の措置について「予算の範囲内」というのは消極的すぎるのではないか。</li> <li>・「市長が認める場合において」と書かれてあるが、聴える人と聴えない人の平等という意味でどんな場合でも、市行事、講演には、必ず、手話通訳、要約筆記を付ける。</li> </ul> <p>質問 ※「市長が認めるとは、どういった判断で何を基準とするのか」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文章が難しい。大阪府の文章をそのまま引用するのではなく、箕面版の解りやすい文章にしてほしい。</li> </ul>	<p>1点目、7点目の本条例の文章に関するご意見についてですが、本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生まれぬよう、また、本条例制定後も、時代の変化や技術の進歩による状況変化に耐えうる表現とし、基本的な事項などは国の法律や条約等の表現を用いています。その他の事項については、齟齬が生じない範囲で、わかりやすい文章となるよう努めていきます。</p> <p>条例の文章が「難しくわかりにくい」というご感想はもっともであると思いますので、わかりやすい説明資料を別途作成する予定です。</p> <p>2点目から4点目の協議会の明文化に関するご意見について、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>本市ではこれまで、本条例の検討も含め、障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>専門部会では、検討等の内容に応じて、同協議会で構成員となっていない当事者や支援者等にもご参加いただき、ご意見を伺いながら、より専門的に施策の検討を行っています。</p> <p>本条例施行後の施策の実施に関しても、これまでと同様、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p> <p>5点目の財政上の措置に関する記載についてですが、全ての施策において、事実上、予算の範囲内となります。予算は市の全施策を総合的に判断して編成されており、障害福祉分野についても、毎年度、様々な情勢を見ながら予算を組んでいます。本条例の</p>
---	---

		<p>施行により、本条例のめざす理念の実現に向けて関連する事業の予算についても充実した議論をしていきます。</p> <p>6点目のご意見について、意思疎通支援者の派遣に関する基準は、支援の内容や対象により異なります。支援を行うにあたっては、支援の体制や財政上の点から一定の基準を設ける必要があります。当該基準については、障害者の情報保障の観点を踏まえ、どのような場合に支援が受けられるのかを規則や要綱で定める予定です。</p>
35	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の中に協議会を設置することを明文化してほしい(条例後の問題があった時に解決できるようにするため)。</li> <li>・条例の文章がむずかしいので、簡単にわかりやすくしてほしい。</li> </ul>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関しても、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p> <p>2点目の本条例の文章に関するご意見についてですが、本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生まれないう、また、本条例制定後も、時代の変化や技術の進歩による状況変化に耐えうる表現とし、基本的な事項などは国の法律や条約等の表現を用いています。その他の事項については、齟齬が生じない範囲で、わかりやすい文章となるよう努めていきます。</p>

		<p>条例の文章が「難しくわかりにくい」というご感想はもつともであると思いますので、わかりやすい説明資料を別途作成する予定です。</p>
36	<p>・障害者の人達の希望や意見をできる限り生活しやすいように。 ・いつも安心できるようにしてあげたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 ご意見を参考に、施策の推進に努めます。</p>
37	<p>・全体として表現や言葉が難しく、親近感が持てない条例となっています。もっと平易なわかりやすい表現を希望します。 ・第1章 総則 中の(定義)第2条4 意思疎通手段の定義ですが、言語(音声言語及び手話以外の非音声言語をいう。)、要約筆記、筆談等文字の表示、点字、触手話、指文字、その他の触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、ひらがな表記など平易な表現によるわかりやすい情報伝達及び朗読その他の重度障害者用装置、サイン、写真、絵画、記号、ジェスチャー等によるコミュニケーション手段、その他、障害者のコミュニケーション手段として必要な形態、手段及び様式(利用しやすい情報通信機器を含む。)を言う というように、全ての意思疎通手段を網羅できるよう記載してください。 ・同じく第2条7 合理的な配慮についての記載が非常に後ろ向きです。 障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整を行う。 としてください。 「特定の場合において…」以降は不要です。市の姿勢として、均衡や過度の負担に触れる必要はありません。(ちなみに明石市の条例には上記のように記載されています) ・(市の責務)第4条 市の責務として1番大切なものが抜けています。 (1)市は、公的機関及び事業者が合理的配慮を行うことができるよう支援する。 ・(施策の策定方針)がありません。方針な</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 1点目の本条例の表現に関するご意見についてですが、本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生まれぬよう、また、本条例制定後も、時代の変化や技術の進歩による状況変化に耐えうる表現とし、基本的な事項などは国の法律や条約等の表現を用いています。その他の事項については、齟齬が生じない範囲で、わかりやすい文章となるよう努めていきます。 条例の文章が「難しくわかりにくい」というご感想はもつともであると思いますので、わかりやすい説明資料を別途作成する予定です。 2点目、3点目の定義に関するご意見について、本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生まれぬよう、国の法律や条約等の表現を用いていますので、これらの表記も障害者の権利に関する条約における定義を用いています 4点目の第4条に関するご指摘については、行政機関等と事業者のそれぞれが、社会的障壁の除去の実施においての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努める必要があると考えています。 5点目の施策の推進については、本条例の基本理念にのっとり第4条に規定する施策を推進します。 6点目の第12条及び8点目の第19条への追記に関するご指摘については、第4条において、市が推進するものとしています。 7点目の意思疎通支援者の派遣に関する基準については、支援の体制や財政上の点から一定の基準を設ける必要があります。 9点目の意見の聴取に関するご意見について、本市では会議体を条例で定める場合</p>

<p>く、どんな施策を行うのでしょうか？</p> <p>・第2章第12条</p> <p>市は、ろう者が市政に関する情報をすみやかに得ることができるように手話を用いた情報発信を推進するものとするを追記ください。</p> <p>「市は市が主催する不特定多数の…」以降は12条の2としてください。</p> <p>・12条、14条、19条、20条、21条にある「必要であると市長が判断した場合」は「必要である場合」にしてください。</p> <p>・第3章第19条</p> <p>市は、障害者が市政に関する情報を速やかに得ることができるように意思疎通手段を用いた情報発信を推進するものとするを追記ください。</p> <p>「市は市が主催する不特定多数の…」以降は、12条の2としてください。</p> <p>・(意見の聴取)第7条</p> <p>これだけでは不十分です。具体的にどのような方法で意見を聞くのか、明文化してください。</p> <p>協議会の位置づけが1番良いですが、箕面市障害者市民施策推進協議会もしくは、その中の専門部会がこの役割を担うとしても、条例に明文化することを強く希望します。</p> <p>また、具体的な見直し期間(2年毎とか3年毎など)も明文化してください。</p> <p>条例は作って終わりではないと考えます。生きた条例にするためにも、きちんと見直し・検討期間・機関を設け、より実効性のある条例としていただきたいと思います。</p>	<p>は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関しても、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p> <p>そのため、本条例では、第7条において、「市は、第4条各号に規定する施策の内容の検討及び見直しに当たり、障害者並びにその他の関係者及び関係団体の意見を聴くものとする。」と定めています。</p> <p>また、条例の見直しについては、明文の有無に関わらず、必要に応じて適宜見直しを行います。</p>
---	---

<p>38</p>	<p>より実効性の高い条例を制定するためにも、条例を手話言語条例と情報コミュニケーション条例に分けて制定することが必要だと考えます。現状の条例素案の問題点を以下にあげます。</p> <p>1) 多様な意思疎通支援についての施策について</p> <p>意思疎通の支援は様々です。明石の条例のように多様な意思疎通という文言に変更すべきです。</p> <p>また条例の完全な章立てがされておらず、発達障害や知的障害など多くの意思疎通支援を必要とする方への具体的な施策が盛り込まれていません。このような状況で条例ができ施行された場合、問題や課題が出てくることは明らかです。</p> <p>また条例素案は、具体的な施策として2章以降で「現在できることを記載した」と箕面市は回答しております。しかし、「これからこうする」と書くべきところがあると考えます。</p> <p>2) 協議会の設置と条例への明文化について</p> <p>当事者の意見を議論し反映できるように、条例制定後においても、協議会の設置が必要不可欠です。実効性のある条例にするためにも市はこの条項を作り明文化する必要があると考えます。また、仮に、障害者市民施策推進協議会及び専門部会をその協議の場にする場合においても、箕面市障害者市民施策推進協議会の構成員と、この条例に関して必要不可欠なメンバーは全く異なります。現在の箕面市障害者市民施策推進協議会では、ろう者および、要約筆記者、手話通訳者などの支援者は、箕面市障害者市民施策推進協議会の構成員には含まれていません。従って条例の中身についての専門的な議論はできません。そのため、今回の条例検討部会を立ち上げる際、箕面市障害者市民施策推進協議会の構成員以外の関係者を多数募った経緯があります。以上のことから、箕面市障害者市民施策推進協議会では専門的な議論ができないことがご理解いただけると思います。当事者、支援者が一堂に介し協議</p>	<p>ご意見ありがとうございます。まず、条例を2つに分けることに対するご意見について、本条例は、様々な障害特性に応じた意思疎通の支援施策を、障害特性にかかわらず、一体的に推進することが有効と考えているため、1つの条例としています。</p> <p>1点目の意思疎通手段の表現について、本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生まれないよう、国の法律や条約等の表現を用いていますので、この表記も障害者の権利に関する条約における意思疎通の定義を用いています。</p> <p>また、本条例の章立てについては、第1章に総則を、第2章に手話に関する施策を、第3章に手話以外の意思疎通手段に関する施策を、第4章に雑則を定めたことにより、明確化されていると考えます。</p> <p>施策の推進については、第4条において、4つの施策について推進していくこととしています。</p> <p>2点目、4点目の協議会の本条例での明文化について、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>本市ではこれまで、本条例の検討も含め、障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>専門部会では、検討等の内容に応じて、同協議会で構成員となっていない当事者や支援者等にもご参加いただき、ご意見を伺いながら、より専門的に施策の検討を行っています。</p> <p>本条例施行後の施策の実施に関しても、これまでと同様、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映し</p>
-----------	---	--

<p>をする協議会の設置が必要不可欠であると考えます。</p> <p>3) 条例の見直しについて 現在の条例素案では、抽象的な表現が多く存在します。議論の場ではなく“意見を聞く”だけでは不十分です。出てきた問題や課題を条例にきちんと反映するためには、進捗状況や運用状況、及び具体的な施策の検討、見直しに参画できる場が必要です。これらを盛り込んだ明文化が必要です。</p> <p>4) 協議会設置に関する明文化において、条例への記載における優位性について 箕面市には歴史のある箕面市障害者市民施策推進協議会があります。障害者施策においては、長年この場で、必要に応じて、時には専門部会を招集し、問題の解決にあたってきました。このことは箕面市障害者市民施策推進協議会の要綱にも記載されており、これに基づいて行っています。しかしながら、箕面市障害者市民施策推進協議会の要綱は行政の内規的なものにすぎず、強い強制力はありません。現に部会の開催も事業計画どおりに機能していないことが多く見受けられるように思います。実効性が伴う条例を制定するには、箕面市障害者市民施策推進協議会よりもより上位に位置づけられる条例への記載(明文化)が必要不可欠です。</p> <p>5) 財政上の措置について 条例素案では、財政上の措置について、「予算の範囲内」という制限付きの記載になっております。他の自治体では「予算の範囲内」の文言は一切入っていません。現在の書きぶりでは担当部署が予算をとることができなければ、施策を実施できない可能性が考えられます。条例では「より拡充をめざす」のように、実現できるように前向きに書くことが望まれます。</p> <p>6) 条例素案における抽象的表現について 条例素案では、抽象的表現が多々見られます。例えばコミュニケーション支援の問題も、具体的な言葉がでていません。第3条の例で言えば9つ(手話通訳者、要約筆記者、点訳者など)記載されていますが、</p>	<p>たいと考えています。</p> <p>3点目の本条例の見直しについては、明文の有無に関わらず、必要に応じて適宜見直しを行います。</p> <p>5点目の財政上の措置に関する記載について、全ての施策において、事実上、予算の範囲内となります。予算は市の全施策を総合的に判断して編成されており、障害福祉分野についても、毎年度、様々な情勢を見ながら予算を組んでいます。本条例の施行により、本条例のめざす理念の実現に向けて関連する事業の予算についても充実した議論をしていきます。</p> <p>6点目の本条例の表現については、本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生じないように、基本的な事項などは国の法律や条約等の表現を用いています。また、その他の事項については、齟齬が生じない範囲で、パブリックコメントのご意見も踏まえ、わかりやすい表現に努めます。</p> <p>7点目の意思疎通支援に関する派遣の範囲については、様々なご意見があると認識していますが、支援を行うにあたっては、支援の体制や財政上の点から、一定の基準を設けることはどうしても必要になります。当該基準については、障害者の情報保障の観点も踏まえ、どのような場合に支援が受けられるのかを、規則や要綱で定める予定です。</p>
---	--

	<p>実際に実施されている代筆、代読、音読、指字などは記載されていません。これでは市民への理解は深まりません。条例素案では具体的な施策と表現が少ないと思われます。より具体的な記載が必要であり、条例専門部会の多くの委員の取り込まれなかった意見や現在募集しているパブリックコメントの意見を、箕面市は条例に反映させるべきだと考えます。</p> <p>7) 第13条・第20条の手話通訳・要約筆記による意思疎通支援の派遣対象範囲について</p> <p>聴覚障害者の意思疎通を保障するために、派遣の内容は広く扱うべきです、かつ合理的な理由なく派遣範囲を小さくすることは不当な差別です。条例には「手話通訳・要約筆記による意思疎通支援の派遣は公共の福祉に反し社会通念上派遣することが好ましくない場合を除き、聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要なものとする。」とはっきりと記述すべきです。</p>	
--	---	--

<p>39</p>	<p>より実効性の高い条例を制定するためにも、条例を手話言語条例と情報コミュニケーション条例に分けて制定することが必要だと考えます。現状の条例素案の問題点を以下にあげます。</p> <p>1) 多様な意思疎通支援についての施策について</p> <p>意思疎通の支援は様々です。明石の条例のように多様な意思疎通という文言に変更すべきです。</p> <p>また条例の完全な章立てがされておらず、発達障害や知的障害など多くの意思疎通支援を必要とする方への具体的な施策が盛り込まれていません。このような状況で条例ができ施行された場合、問題や課題が出てくることは明らかです。</p> <p>また条例素案は、具体的な施策として2章以降で「現在できることを記載した」と箕面市は回答しております。しかし、「これからこうする」と書くべきところがあると考えます。</p> <p>2) 協議会の設置と条例への明文化について</p> <p>当事者の意見を議論し反映できるように、条例制定後においても、協議会の設置が必要不可欠です。実効性のある条例にするためにも市はこの条項を作り明文化する必要があると考えます。また、仮に、障害者市民施策推進協議会及び専門部会をその協議の場にする場合においても、箕面市障害者市民施策推進協議会の構成員と、この条例に関して必要不可欠なメンバーは全く異なります。現在の箕面市障害者市民施策推進協議会では、ろう者および、要約筆記者、手話通訳者などの支援者は、箕面市障害者市民施策推進協議会の構成員には含まれていません。従って条例の中身についての専門的な議論はできません。そのため、今回の条例検討部会を立ち上げる際、箕面市障害者市民施策推進協議会の構成員以外の関係者を多数募った経緯があります。以上のことから、箕面市障害者市民施策推進協議会では専門的な議論ができないことがご理解いただけると思います。当事者、支援者が一堂に介し協議</p>	<p>ご意見ありがとうございます。まず、条例を2つに分けることに対するご意見について、本条例は、様々な障害特性に応じた意思疎通の支援施策を、障害特性にかかわらず、一体的に推進することが有効と考えているため、1つの条例としています。</p> <p>1点目の意思疎通手段の表現について、本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生まれないよう、国の法律や条約等の表現を用いていますので、この表記も障害者の権利に関する条約における意思疎通の定義を用いています。</p> <p>また、本条例の章立てについては、第1章に総則を、第2章に手話に関する施策を、第3章に意思疎通支援に関する施策を、第4章に雑則を定めたことにより、明確化されていると考えます。</p> <p>施策の推進については、第4条において、4つの施策について推進していくこととしています。</p> <p>2点目、4点目の協議会の本条例での明文化について、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>本市ではこれまで、本条例の検討も含め、障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>専門部会では、検討等の内容に応じて、同協議会で構成員となっていない当事者や支援者等にもご参加いただき、ご意見を伺いながら、より専門的に施策の検討を行っています。</p> <p>本条例施行後の施策の実施に関しても、これまでと同様、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映し</p>
-----------	---	---

<p>をする協議会の設置が必要不可欠であると考えます。</p> <p>3) 条例の見直しについて 現在の条例素案では、抽象的な表現が多く存在します。議論の場ではなく“意見を聞く”だけでは不十分です。出てきた問題や課題を条例にきちんと反映するためには、進捗状況や運用状況、及び具体的な施策の検討、見直しに参画できる場が必要です。これらを盛り込んだ明文化が必要です。</p> <p>4) 協議会設置に関する明文化において、条例への記載における優位性について 箕面市には歴史のある箕面市障害者市民施策推進協議会があります。障害者施策においては、長年この場で、必要に応じて、時には専門部会を招集し、問題の解決にあたってきました。このことは箕面市障害者市民施策推進協議会の要綱にも記載されており、これに基づいて行っています。しかしながら、箕面市障害者市民施策推進協議会の要綱は行政の内規的なものにすぎず、強い強制力はありません。現に部会の開催も事業計画どおりに機能していないことが多く見受けられるように思います。実効性が伴う条例を制定するには、箕面市障害者市民施策推進協議会よりもより上位に位置づけられる条例への記載(明文化)が必要不可欠です。</p> <p>5) 財政上の措置について 条例素案では、財政上の措置について、「予算の範囲内」という制限付きの記載になっております。他の自治体では「予算の範囲内」の文言は一切入っていません。現在の書きぶりでは担当部署が予算をとることができなければ、施策を実施できない可能性が考えられます。条例では「より拡充をめざす」のように、実現できるように前向きに書くことが望まれます。</p> <p>6) 条例素案における抽象的表現について 条例素案では、抽象的表現が多々見られます。例えばコミュニケーション支援の問題も、具体的な言葉がでていません。第3条の例で言えば9つ(手話通訳者、要約筆記者、点訳者など)記載されていますが、</p>	<p>たいと考えています。</p> <p>3点目の本条例の見直しについては、明文の有無に関わらず、必要に応じて適宜見直しを行います。</p> <p>5点目の財政上の措置に関する記載について、全ての施策において、事実上、予算の範囲内となります。予算は市の全施策を総合的に判断して編成されており、障害福祉分野についても、毎年度、様々な情勢を見ながら予算を組んでいます。本条例の施行により、本条例のめざす理念の実現に向けて関連する事業の予算についても充実した議論をしていきます。</p> <p>6点目の本条例の表現については、本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生じないように、基本的な事項などは国の法律や条約等の表現を用いています。また、その他の事項については、齟齬が生じない範囲で、パブリックコメントのご意見も踏まえ、わかりやすい表現に努めます。</p>
---	---

	<p>実際に実施されている代筆、代読、音読、指点字などは記載されていません。これでは市民への理解は深まりません。条例素案では具体的な施策と表現が少ないと思われます。より具体的な記載が必要であり、条例専門部会の多くの委員の取り込まれなかった意見や現在募集しているパブリックコメントの意見を、箕面市は条例に反映させるべきだと考えます。</p>	
40	<p>1. 明石市の手話条例を読み比べた全体的な感想。箕面市のこの素案は表現が堅く、わかりにくい。具体例に乏しい。もっと平明な文の方がよいのではないか。たとえば、明石市の条例第 16 条にあるようなろう者以外の障害者への支援について箕面市の条例案には具体的な記述が不足している。</p> <p>2. 今後、この条例を施行していくとき、関係者が話し合う協議会の設置を条例の中に明文化し、位置づけを明確にすべきだと思う。</p> <p>明石市の条例第 16 条のように。</p> <p>3. 箕面市の条例案第 2 条四の「意思疎通手段」の二行目「マルチメディア並びに筆記」のところに、「要約筆記」も入れてほしい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1 点目の本条例の表現についてですが、本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生まれないよう、また、本条例制定後も、時代の変化や技術の進歩による状況変化に耐えうる表現とし、基本的な事項などは国の法律や条約等の表現を用いています。その他の事項については、齟齬が生じない範囲で、わかりやすい文章となるよう努めていきます。</p> <p>条例の文章が「難しくてわかりにくい」というご感想はもともとであると思いますので、わかりやすい説明資料を別途作成する予定です。</p> <p>2 点目の協議会の本条例での明文化について、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p>

		<p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関しても、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p> <p>3点目の意思疎通手段の表現について、本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生まれないよう、国の法律や条約等の表現を用いていますので、この表記も障害者の権利に関する条約における意思疎通の定義を用いています。</p>
41	<p>条例の素案を読みましたが、あまりに抽象的な表現で、きれいごとが並んでいるように思いました。</p> <p>詳細は、それぞれ内規のようなかたちで制定されるのかもしれませんが、実施を望んでいるものにとっては、具体的な施策の内容がまったくわからず、とてもがっかりする内容でした。</p> <p>支援を必要と判断するのは、市長ではなく、障害を持つ当事者です。</p> <p>どれだけ支援を必要とする側の話をきいたのか…。</p> <p>また、支援という言い方をされますが、そうではなく、当たり前のように、各人にとって1番のコミュニケーション手段でコミュニケーションできる社会作りだと思いますので、その社会作りに必要な事柄を推進できる条例にしていただきたい、と思いました。</p> <p>意見募集の段階ですので、この条例の決定はまもなく、なのかもしれません。</p> <p>そうであれば、ぜひ、個々の施策を検討するにあたっては、「第7条」は意見を聴くだけでなく、市の方と検討・協議できる場を設けることにしていただきたいです。</p> <p>また、「第9条」で市民及び事業者等に手話を学ぶ機会を、とありますが、ろう・難聴の児童が手話を学べたり、手話で教育を</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ご指摘のとおり、全ての人が当たり前、自らが望む意思疎通のための手段の選択の機会が確保され、日常生活又は社会生活の中で情報を取得し、利用し、また、意思疎通を図ることができる社会を目指した条例にしたいと考えています。</p> <p>協議の場に関するご意見について、本市では、障害者市民に関する施策の推進等については、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関しても、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p> <p>教育環境に関するご意見については、市立小中学校において、保護者と相談のうえで児童生徒の個々の状況に応じた教育環境</p>

	<p>受ける環境作りをしていただきたいです。</p> <p>あと、手話のほかの意思疎通手段について、要約筆記に限られている箇所が気になりました。それでは、不十分な方もいるはずですので…。</p> <p>拙い文章で、感情的な箇所もあり、なかなか自分の意見をきちんと届けることの難しさを感じるのですが、期待があるがゆえの意見ですので、箕面市がより良い社会作りをしてくださるのを願っております。</p>	<p>の整備を行っています。</p> <p>また、手話以外の意思疎通手段の表現について、本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生まれないよう、国の法律や条約等の表現を用いていますので、この表記も障害者の権利に関する条約における意思疎通の定義を用いています。</p>
42	<p>今回の条例は障害者の権利獲得への大切な大きな一歩だと考えます。</p> <p>ただし、立場によって考えも様々で、なかなか満足なものにするのは、難しいでしょう。やはり、一旦条例を施行しても、次々に調整しないといけない部分はかならず出てきます。その時にきちんと対応できるように議論できる場は必要だし、障害を持つ当事者の方々が参加し意見できるシステムをきちんと作っておいてほしいと思います。</p> <p>また、難聴者にとって、手話の大切さは言うまでもありませんが、じっさい人生の中途で聞こえを失い、手話が全くできない多数の人々にとって、文字情報はさらに必要とされています。「要約筆記」というものがあって、それを認知し十分活用できるように、できるだけ周知されるように、第二条の四、意思疎通手段にしっかりと「要約筆記」を入れてください。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>議論できる場に関するご意見については、本市ではこれまで、本条例の検討も含め、障害者市民に関する施策の推進等については、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>専門部会は、検討等の内容に応じて、同協議会で構成員となっていない当事者や支援者等にもご参加いただき、ご意見を伺いながら、より専門的に施策の検討を行っています。</p> <p>本条例施行後の施策の実施に関しても、これまでと同様、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p> <p>2点目の意思疎通手段の表現について、本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生まれないよう、国の法律や条約等の表現を用いていますので、この表記も障害者の権利に関する条約における意思疎通の定義を用いています。</p>
43	<p>条例制定に向けて取り組んでいただいた事に感謝します。</p> <p>条例特有の表現だからでしょうか、漠然としていて具体的にどのような施策を進められるのかがわかりません。もっと具体的なものを表現することは出来ないのでしょうか。そこまでの具体案があってはじめて、わかりやすいリーフレットによる広報が出来るのだと理解します。</p> <p>また、「市長が判断した場合」(第12条、</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>条例の表現について、本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生まれないよう、また、本条例制定後も、時代の変化や技術の進歩による状況変化に耐えうる表現とし、基本的な事項などは国の法律や条約等の表現を用いています。その他の事項については、齟齬が生じない範囲で、わかりやすい文章となるよう努めていきます。</p> <p>条例の文章が「難しくわかりにくい」とい</p>

<p>13 条など)や「予算の範囲内において」(第 8 条)などの制限が多く、当事者の利益や権利が本当に守られるのかが不安です。</p> <p>実際に運用していく上で、うまくいかない部分や、実情に合わない部分が出てくると予想されます。その場合の見直しにあたり、関係者の意見を聞く(第 7 条)だけでなく、はじめから、今の条例専門部会のようなもの(協議会など)を設置し、運用して問題点などを注視し、話し合っ て進める必要があると思います。また、設置についても、条文に明文化してください。</p> <p>第 4 条【定義】の 4【意思疎通支援】の中に「文字の表示」というのがありますが、単に文字の表示でなく、「要約筆記や筆談などによる文字の表示」としたほうが具体的にわかりやすいと思います。</p> <p>第 15 条、第 21 条の「意思疎通支援者の確保と養成に努めるものとする」ですが、「意思疎通支援者の確保と養成、資質の向上に努めるものとする」とすべきではないでしょうか。意思疎通支援者は当事者の人権を守る重い責任を持つ対人援助者です。資質の向上は不可欠ではないでしょうか。支援者の資質の向上については、以前から、担当課に申し入れしており、条例制定のなかで検討していただきたいと伝えていきます。よろしくお願 います。</p>	<p>うご感想はもっともであると思いますので、わかりやすい説明資料を別途作成する予定です。</p> <p>「市長が判断した場合」「予算の範囲内」に関するご意見について、全ての施策において、支援に関する一定の基準を設ける必要があり、また、事実上、予算の範囲内での支援となります。</p> <p>なお、予算は市の全施策を総合的に判断して編成されており、障害福祉分野についても、毎年度、様々な情勢を見ながら予算を組んでいます。本条例の施行により、本条例のめざす理念の実現に向けて関連する事業の予算についても充実した議論をしていきます。</p> <p>協議会の本条例での明文化について、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関しても、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p> <p>意思疎通手段の表現について、本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生まれないう、国の法律や条約等の表現を用いていますので、この表記も障害者の権利に関する条約における意思疎通の定義を用いていま</p>
---	--

		<p>す。</p> <p>第 15 条、第 21 条に関するご指摘について、本市では、資質の向上も含め、意思疎通支援者の養成に努めているため、素案の記載としています。</p>
44	<p>読んでみましたが、むずかしいことばかりでわからなかった。</p> <p>わたしにもわかるようにしてください。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>条例の文章が「難しくてわかりにくい」というご感想はもつともであると思いますので、わかりやすい説明資料を別途作成する予定です。</p>
45	<p>第二条四「文字の表示」の前に「要約筆記等」と入れてください。第二十条、第二十一条がより分かりやすいものになります。</p> <p>第三章に手話、要約筆記以外の意思疎通の支援も明記してください。手話、要約筆記同様に明文化することでより実効性のある条例になると思います。</p> <p>協議会の設置を明文化してください。よりよい条例にするために見直しは大切です。その場を明文化するのは条例に付随するものと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>意思疎通手段や第 3 章に関するご指摘について、本条例では、できるかぎり解釈に齟齬が生まれないう、国の法律や条約等の表現を用いています。ご指摘の事項については、齟齬が生じない範囲で表現の修正を検討します。</p> <p>協議会の本条例での明文化について、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関しても、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p>
46	<p>条例素案に対する問題点</p> <p>1) 多様な意思疎通支援に関して意思疎通に困っている方はたくさんいま</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1 点目の意思疎通手段の表現について、本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生ま</p>

<p>す。条例素案では、「意思疎通支援」とありますが明石の条例のように「多様な意思疎通」という言葉をつかってください。</p> <p>2) 協議会の設置の要望と条例への明文化      条例ができてからも、障害者や意思疎通支援者(要約筆記者など)が参加し話し合いができるようにしてください。協議会設置の趣旨や構成メンバー、任期制の導入、協議会による決定事項を市長へ提出できること、かつ市長はこの意見を尊重しなければならないなど具体的に、条例に書いてください。</p> <p>3) 条例の見直しについて      協議会において運用状況、及び具体的な施策の検討、条例の見直しなど障害者がすべての過程の協議に参画していく中で条例の見直しをおこなっていくと条例の中に具体的に書いてください。</p> <p>4) 財政上の措置について      財政上の措置について、「予算の範囲内」という言葉を省き、「より拡充をめざす」と、積極的な言葉を使用して下さい。</p> <p>5) 第20条の要約筆記による意思疎通支援の派遣の対象範囲について      この派遣は、「聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要なもの」であるはずですが。聴覚障害者の意思疎通を保障するために、派遣の内容は広く扱うべきです、かつ合理的な理由なく派遣範囲を小さくすることは差別です。条例には「要約筆記による意思疎通支援の派遣は公共の福祉に反し社会通念上派遣することが好ましくない場合を除き、聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要なものとする。」とはっきりと記載してください。</p>	<p>れないよう、国の法律や条約等の表現を用いていますので、この表記も障害者の権利に関する条約における意思疎通の定義を用いています。</p> <p>2点目の協議会の本条例での明文化について、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関しても、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p> <p>3点目の本条例の見直しについては、明文の有無に関わらず、必要に応じて適宜見直しを行います。</p> <p>4点目の財政上の措置に関する記載については、全ての施策において、事実上、予算の範囲内となります。予算は市の全施策を総合的に判断して編成されており、障害福祉分野についても、毎年度、様々な情勢を見ながら予算を組んでいます。本条例の施行により、本条例のめざす理念の実現に向けて関連する事業の予算についても充実した議論をしていきます。</p> <p>5点目の意思疎通支援に関する派遣の範囲については、様々なご意見があると認識していますが、支援を行うにあたっては、支援の体制や財政上の点から、一定の基準を設</p>
--	--

		けることはどうしても必要になります。当該基準については、障害者の情報保障の観点を踏まえ、どのような場合に支援が受けられるのかを、規則や要綱で定める予定です。
47	<p>箕面市手話言語及び意思疎通の為の手段の利用促進条例(素案)について1市民として意見を送らせていただきます。</p> <p>1, (1)手話言語条例(2)情報コミュニケーション条例は分離して、二つの条例であることが望ましいと思います。個々であるべきだと思います。</p> <p>2, 協議会の設置 条例が実施された後も、問題点、不具合を生じた場合、その他に於いても協議会の設置は問題解決、修正の為必要であると感じています。</p> <p>3, 条例文等は誰もが理解出来る、分かりやすい表現であるのが望ましいと思います。</p> <p>以上よろしく願いいたします。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1点目について、本条例は、様々な障害特性に応じた意思疎通の支援施策を、障害特性にかかわらず、一体的に推進することが有効と考え、1つの条例としています。</p> <p>2点目の協議会について、本市では、障害者市民に関する施策の推進等については、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関しても、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p> <p>3点目の本条例の文章に関するご意見についてですが、本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生まれないう、また、本条例制定後も、時代の変化や技術の進歩による状況変化に耐えうる表現とし、基本的な事項などは国の法律や条約等の表現を用いています。その他の事項については、齟齬が生じない範囲で、わかりやすい文章となるよう努めていきます。</p> <p>条例の文章が「難しくてわかりにくい」というご感想はもったもであると思いますので、わかりやすい説明資料を別途作成する予定です。</p>
48	<p>私は1月と8月に腸閉塞で9日づつ箕面市立病院に入院しました。</p> <p>入院時コミュニケーション支援を受けることが出来て良かったこと不安なことがありました。</p> <p>病院での完全看護に頼るのは難しいと</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>医療機関への介助等のヘルパー派遣は、医療制度・福祉制度において二重給付となり、現行制度では認められていません。</p> <p>本市では、重度障害者と医療従事者との意思疎通等を目的とした入院時コミュニケー</p>

	<p>思った母は付き添いを希望しました。付き添いの場合相部屋は無理とのことで個室に入り母は貸ベッドで寝泊まりすることになり、幸い手術は免れましたが、まず鼻から腸まで長い管を時間をかけ入れられました。水も食べ物もなし、管と点滴で一番困ったのは長年飲み続けている緊張を和らげる薬が飲めず、一日中きん緊張が続きました。</p> <p>全身汗まみれ、パジャマやシーツを何回も取り替える程で、手や足がベッドの枠に当り、管や点滴が外れないように見守っているのは至難の業で、そんな中ヘルパーさんを通して姿勢を変えたり、手足が突っ張ってなんとかしてと意思を伝えてもらい普段の私の気持ちを汲み取って医師や看護師に積極的に伝えてもらったことは、とても安心でした。</p> <p>しかし入院の9日間のコミュニケーション支援は、全支給量60時間の支援です。今回母が何とか付き添ってくれましたが、これから先老化の進む事を考えるととても不安になりました。</p> <p>家にいるような重度訪問介護がそのまま利用できるように病状に配慮した時間数にしてほしいと思いました。よろしくお願いいたします。</p>	<p>ション支援事業を実施しています。</p> <p>また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正され、平成30年4月から施行されることにより、「最重度の障害者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態を熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができる」とこととなります。</p> <p>現段階では「障害支援区分6のかたを対象とする予定」となっていますが、入院中のヘルパー利用が法的に可能となったことから、今後も必要なかたが利用できるよう、本市独自の入院時コミュニケーション支援事業を継続しながら、さらなる充実について、引き続き国に要望していきます。</p>
49	<p>入院時コミュニケーション支援のお願い</p> <p>息子は重度1種1級の身体障害者で重度の言語障害もあります。</p> <p>パソコンを使ってコミュニケーションは取れますが表情や50音を使って1字づつアカサタナ・・・たてにナニヌネノと合えばハイとか右手をあげる方法で聞きとります。</p> <p>体調が悪い入院時は緊張も強く表情も困難になり、親やヘルパーさんでも聞きとるのは大変です。</p> <p>本人は何か言いたいのですが・・・お医者さんや看護師さんはお忙しい上、初対面ではとても無理だと思います。</p> <p>どこが痛いとかどのように苦しいとか、体位の変え方、本人にとってどうした方がいいのか？体位交換も何回もさせ、やっと寝ついたと思ったとき看護師さんが体位交換に来られたことも度々。(寝返りさせました)</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>医療機関への介助等のヘルパー派遣は、医療制度・福祉制度において二重給付となり、現行制度では認められていません。</p> <p>本市では、重度障害者と医療従事者との意思疎通等を目的とした入院時コミュニケーション支援事業を実施しています。</p> <p>また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正され、平成30年4月から施行されることにより、「最重度の障害者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態を熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができる」とこととなります。</p> <p>現段階では「障害支援区分6のかたを対象とする予定」となっていますが、入院中の</p>

<p>と紙に書いてドアの下に置いたこともありま した。 コミュニケーションの難しい障害者にとつ てこの制度は大変助かります。 入院時は時間制限なく支援が受けられま すようよろしくお願いいたします。</p>	<p>ヘルパー利用が法的に可能となったことか ら、今後も必要なかが利用できるよう、本 市独自の入院時コミュニケーション支援事業 を継続しながら、さらなる充実について、引き 続き国に要望していきます。</p>
<p>50 箕面市内の広範なコミュニケーションに 支障をもたれる方々が一堂に会して協議を 重ねられ条例の策定にこぎつけられている ことは画期的であり、まず敬意を表します。 又、市の部局のご尽力にも感謝です。以下 の件について御検討ください。 ・市の事務局の「共生社会」という理念はこ の条例の根幹として据えおいた上で(条文 としておこしても可)聴力障害者協会が全 国での条例化を目指している「手話言語条 例」をうちたて、「情報コミュニケーション条 例」との2本立てにすることを切望します。 ・協議を重ねてこられた全ての意思疎通困 難者がこの条例の主体者であり、まだまだ 具体的な施策が必要とされています。その 切実な要請を今後とも協議していくことが 不可欠です。そのために「協議会」の設置 と、協議会での内容を聴取のみにとどまら せず、内容や決定事項を明文化することを 明記してください。 ・共生社会として市民への理解を深めるた めのコミュニケーション支援の具体的な方 法等の記載も重要であり、行き届いた条例 にするために予定ありき(12月議会)では なく、しっかりと時間をかけて今後にむけて 実行力のある条例にしていきたいと思 います。当事者の悲願!と受け止めてくだ さい。 ・12条、13条、14条、20条、21条の「市長 が必要と認めるものについては…」や「市 長の判断」の文言は外してください。判断 の主体者は意思疎通困難の当事者です! ・「予算の範囲内」は外してください。「必要 な財政上の措置を講ずる」と明記してくだ さい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 1点目について、本条例については、様々 な障害特性に応じた意思疎通の支援施策 を、障害特性にかかわらず、一体的に推進 することが有効と考え、1つの条例としていま す。 2点目の協議会の本条例での明文化につ いて、本市では会議体を条例で定める場合 は、市長からの諮問等に対して答申等を行 う市の附属機関としており、障害福祉を含 む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や 見直しについては、箕面市保健医療福祉総 合審議会が総合的に審議する諮問機関とし て設置されています。 障害者市民に関する施策の推進等につ いては、同審議会の審議・検討を進めるにあ たり、箕面市障害者市民施策推進協議会及び その専門部会において議論、検討、意見交 換を行ってきました。 本条例についても、同協議会に専門部会 を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本 条例の対象となるかたにも構成員としてご参 加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進 めています。 本条例に規定する施策の実施に関して も、これまでと同様に、同協議会を協議の場 とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構 成員となっていない障害者等にご参加いた だくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞 かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反 映したいと考えています。 3点目のご意見について、実効的な条例 を目指し、本条例の制定を急ぐのではなく、 引き続きご意見を伺いながら、素案の修正を 進めます。 4点目の支援の判断基準に関するご指摘 について、意思疎通支援者の派遣に関する 基準については、支援の体制や財政上の点 から一定の基準を設ける必要があります。</p>

		<p>5点目の財政上の措置に関する記載について、全ての施策において、事実上、予算の範囲内となります。予算は市の全施策を総合的に判断して編成されており、障害福祉分野についても、毎年度、様々な情勢を見ながら予算を組んでいます。本条例の施行により、本条例のめざす理念の実現に向けて関連する事業の予算についても充実した議論をしていきます。</p>
51	<p>箕面市登録要約筆記者と箕面要約筆記者サークルで活動中の者です。支援者としてだけでなく、一般市民の立場でも意見を出させていただきます。</p> <p>条例部会の傍聴は7/19(水)の1回のみで、その時も当事者より不満の声が多く出ていました。その後の部会報告書をホームページで見ると、不満の声は相変わらずで、このままの条例では大丈夫なのかと思いました。</p> <p>明石市の条例は大変わかりやすく、章立てでも一般市民が見ても、かなりわかりやすいですし、文章も頭に入ってきやすいと感じました。</p> <p>条例の文章には堅いものより、やわらかいものが向いていると思います。</p> <p>それは当事者にとっても、支援者にとっても、一般市民にとっても、いいものになるのでは。当事者は何が利用出来るか認知でき、支援者は支援内容が啓発になることで支援者増につながり、一般市民は理解者から支援者へ変わっていくかもしれません。箕面市にとってもいいのではないのでしょうか。</p> <p>協議会も何らかの形で設置は必要だと思います。条例に明文化することで、当事者の不安がなくなるのでは。できれば、学識経験者のような方にも入っていただくほうが、いつまでももめ事が続くのを防げるような気がしました。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>条例の文章に関するご意見についてですが、本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生まれないよう、また、本条例制定後も、時代の変化や技術の進歩による状況変化に耐えうる表現とし、基本的な事項などは国の法律や条約等の表現を用いています。その他の事項については、齟齬が生じない範囲で、わかりやすい文章となるよう努めていきます。</p> <p>条例の文章が「難しくてわかりにくい」というご感想はもったもであると思いますので、わかりやすい説明資料を別途作成する予定です。</p> <p>協議会の本条例への明文化について、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関しても、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞か</p>

		<p>せいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p>
52	<p>平成 29 年 12 月に 50 才になります。 平成 11～平 29. 9 までの間、37 回の入院をしました。 その間母親が 24 時間の付きそいです。 意思表示が伝達手段としてナースコールが全く押せません。 発作、ネツ、排便、尿、タン吸引などの看護師さんと呼ぶ時は母親から伝えてもらうという入院生活です。 部屋で発作が頻発していても、入院中、1 度もナースが部屋に入って患者の異変をみつけて対応してくれたことはありません。 本人が言葉の伝達が充分できないと、命にもかかわる問題が発生するので、老いた母親は 24 時間、家にもかえらないで付きそいをしています。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 医療機関への介助等のヘルパー派遣は、医療制度・福祉制度において二重給付となり、現行制度では認められていません。 本市では、重度障害者と医療従事者との意思疎通等を目的とした入院時コミュニケーション支援事業を実施しています。 また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正され、平成 30 年 4 月から施行されることにより、「最重度の障害者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態を熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができる」こととなります。 現段階では「障害支援区分 6 のかたを対象とする予定」となっていますが、入院中のヘルパー利用が法的に可能となったことから、今後も必要なかたが利用できるよう、本市独自の入院時コミュニケーション支援事業を継続しながら、さらなる充実について、引き続き国に要望していきます。</p>
53	<p>箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための手段の利用促進条例 素案 を読み、まず思ったことは、文章表現が難しいのではないかという点でした。条例が決まった時、全てをどこまで理解できるのかと思います。 素案の内容については、第 7 条「市は…関係者及び関係団体の意見を聴くものとする」とありますが、当事者参加の話し合いの場が必要だと思えます。この条例が「誰の為に必要か」ということを考えると、当事者の意見は必要ではないかと思えます(協議会の必要性)。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 条例の文章に関するご意見についてですが、本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生まれないよう、また、本条例制定後も、時代の変化や技術の進歩による状況変化に耐える表現とし、基本的な事項などは国の法律や条約等の表現を用いています。その他の事項については、齟齬が生じない範囲で、わかりやすい文章となるよう努めていきます。 条例の文章が「難しくてわかりにくい」というご感想はもつともであると思えますので、わかりやすい説明資料を別途作成する予定です。 意見の聴取に関するご意見について、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置され</p>

		<p>ています。</p> <p>手話や手話以外の多様な意思疎通手段のような障害福祉のきめ細やかな分野に関するご意見や見直しに関するご議論は、条例設置の諮問機関としてよりも、現在の箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会として、市に当事者、支援者からの生の声をお聞かせいただき、それを真摯に施策に反映したいと考えています。</p> <p>そのため、本条例では、第7条において、「市は、第4条各号に規定する施策の内容の検討及び見直しに当たり、障害者並びにその他の関係者及び関係団体の意見を聴くものとする。」と定めています。考</p>
54	<p>①協議会の設置を条例に明文化してください。当事者の意見を聞くだけにとどまらず、議論し反映できるように条例制定後においても、協議会の設置が必要です。箕面市障害者市民施策推進協議会にはろう者、要約筆記者、手話通訳者などの支援者が構成員ではないので、議論ができません。</p> <p>②第8条の「予算の範囲内において」の文言を取ってください。「より拡充をめざす」のように実現できるように前向きに書くことを望みます。</p> <p>③「市長が判断した場合は」という文言は必要なのでしょうか。当事者が必要であると思うときに配置、派遣なのではないでしょうか。(第12.13. 14.19. 20条について)</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1点目の協議会の本条例での明文化について、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>本市ではこれまで、本条例の検討も含め、障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>専門部会では、検討等の内容に応じて、同協議会で構成員となっていないろう者、要約筆記者、手話通訳者等にもご参加いただき、ご意見を伺いながら、より専門的に施策の検討を行っています。</p> <p>本条例施行後の施策の実施に関しても、これまでと同様、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p> <p>2点目の財政上の措置に関する記載について、全ての施策において、事実上、予算の範囲内となります。予算は市の全施策を総合的に判断して編成されており、障害福祉</p>

		<p>分野についても、毎年度、様々な情勢を見ながら予算を組んでいます。本条例の施行により、本条例のめざす理念の実現に向けて関連する事業の予算についても充実した議論をしていきます。</p> <p>3点目の支援の判断基準に関するご指摘について、支援に関する基準については、支援の体制や財政上の点から一定の基準を設ける必要があります。</p>
55	<p>意思疎通支援を必要とする方々への具体的な施策が盛り込まれているとはいえません。また抽象的な表現も多いです。従って、当事者の意見を議論し、反映できるように条例制定後も、協議会の設置が必要だと思えます。条例制定後に出てきた問題や課題を条例にきちんと反映するためには、見直しに参画できる場が必要です。これらを条例に明文化してください。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本条例では、第2章、第3章で具体的な施策について記載していますが、さらに詳細な基準等については、障害者の情報保障の観点等を踏まえ、規則や要綱で定める予定です。</p> <p>また、協議会の本条例での明文化について、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>本市ではこれまで、本条例の検討も含め、障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>専門部会では、検討等の内容に応じて、同協議会で構成員となっていない当事者や支援者等にもご参加いただき、ご意見を伺いながら、より専門的に施策の検討を行っています。</p> <p>本条例施行後の施策の実施に関しても、これまでと同様、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p>
56	<p>第7条“意見を聞く”だけでは意見を言うだけで解決できず、終わりになってしまいそうです。問題提議したものを最後まで協議できる場が必要です。協議会の設置と、条例への明文化を望みます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>協議会の本条例での明文化について、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医</p>

	<p>第 8 条“予算の範囲内において”では、条例への取り組みが消極的に思えます。前向きな態度を示して欲しいです。</p> <p>全国自治体で次々と条例が成立しています。さすが箕面市！と誇れる条例にしてください。</p>	<p>療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関しても、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p> <p>財政上の措置に関する記載について、全ての施策において、事実上、予算の範囲内となります。予算は市の全施策を総合的に判断して編成されており、障害福祉分野についても、毎年度、様々な情勢を見ながら予算を組んでいます。本条例の施行により、本条例のめざす理念の実現に向けて関連する事業の予算についても充実した議論をしていきます。</p>
57	<p>箕面市肢体不自由児者父母の会に所属しています。31 歳男子の重度重複障害者の母親です。長年にわたり、会では入院時コミュニケーション支援をお願いしてきましたが、今現在、願いは叶っていません。「手話及び多様な意思疎通のための手段の利用促進条例」の中に私たちの子供が入院した時に本人の思い「痛い」「かゆい」「しんどい」「お水が飲みたい」「暑い」「寒い」「トイレに行きたい」等様々な意志を本人のツールや発語で伝達します。それをキャッチし医師や看護師に伝える意志の伝達者を付けることを条例に入れてください。日本語が話せないことが思いや思想、感情が何もないことではありません。内なるものが一杯あ</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>医療機関への介助等のヘルパー派遣は、医療制度・福祉制度において二重給付となり、現行制度では認められていません。</p> <p>本市では、重度障害者と医療従事者との意思疎通等を目的とした入院時コミュニケーション支援事業を実施しています。</p> <p>また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正され、平成 30 年 4 月から施行されることにより、「最重度の障害者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態を熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うこ</p>

<p>るのです。</p> <p>今、現在も高齢の母親が高齢の父親を家において、子供の入院にずっと付き添っておられる方がいます。自分でナースコールができないと何も伝えられず、ずっと部屋で寝かされています。その人の意志を伝えることのできる介助者を付けられるよう条例に入れて下さい。</p> <p>また、この条例をずっと継続して検討できるように協議会を設置して下さい。</p> <p>日本語が発語として話せないことが言語がないわけではないのです。</p> <p>心の中にある言語も言語として箕面市は認めて下さい。伝達者がいれば伝えられるのです。よろしくお願いします。</p>	<p>とができる」こととなります。</p> <p>現段階では「障害支援区分6のかたを対象とする予定」となっていますが、入院中のヘルパー利用が法的に可能となったことから、今後も必要なかたが利用できるよう、本市独自の入院時コミュニケーション支援事業を継続しながら、さらなる充実について、引き続き国に要望していきます。</p>
<p>手話サークルでまとめた意見です。</p> <p>ろう者が安心して暮らせる社会を実現するため、以下のことを条例に盛り込んでいただきたい。</p> <p>①聴覚障がい者は、災害発生時に情報の入手が遅くなってしまうなどの不安を感じている。その為、聴覚障がい者の災害時に関する施策を議論するための協議会の開催について条例に明記してほしい。</p> <p>②以下のことができる施設を立ち上げてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ろう者が容易に情報の取得や情報発信を行うことができる施設</li> <li>・ろう者が働くことができる施設</li> <li>・ろう者(特に高齢者)などが安心して暮らせる老人ホームのような施設</li> </ul> <p>③この条例を見直すことができるよう、条例中に具体的に記載してほしい。</p> <p>④委員会が立ち上げた条例だが、運用してみないとわからない部分もある(わからないところだらけ?)。</p> <p>不具合があった時も、意見を聞いて、市が変えるのではなく、協議会など議論ができる場がほしい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1点目、4点目の協議会の明文化について、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関して、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p> <p>2点目のご意見について、ろう者に特化した施設を新たに整備する予定はありませんが、本市では、みのおライフプラザに手話通訳業務員を配置し、情報の発信を行い、ろう</p>

		<p>者に対する支援を行っています。</p> <p>3点目の本条例の見直しに関するご意見について、条例は、明文の有無に関わらず、必要に応じて適宜見直しを行います。</p>
59	<p>意思疎通手段は、障害の特性によって多様なものがあるので、条文の表現も「多様な意思疎通手段」とし、わかりやすくしてほしい。「多様な」は重要な言葉だと思う。</p> <p>「定義」の「意思疎通手段」に挙げられているものが、具体的にどういうものなのか、わかりにくい。</p> <p>市民に理解してもらうためには、一般に知られている言葉で具体的に表現してほしい。</p> <p>また、代読、代筆も入れてほしい。</p> <p>「手話による意思疎通支援」と「要約筆記による意思疎通支援」は書かれているが、その他の意思疎通手段による支援については、全く記述がない。必要とされる方は多いと思うので、それらについても具体的な施策を盛り込んでほしい。</p> <p>条例の見直し、検討について「意見を聴く」と書かれているが、どのように聴き、どのような場で検討するのか。</p> <p>検討する場として、様々な障害を持つ当事者、それらの支援者の参加は必須とし、検討内容と経過を公開することが必要だと思う。見直しの場を条例に明記してほしい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1点目の多様な意思疎通手段の表現に関するご意見について、より適切な表現となるよう引き続き検討していきます。</p> <p>また、意思疎通手段を具体的に記載することについて、本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生まれないう、国の法律や条約等の表現を用いていますので、この表記も障害者の権利に関する条約における意思疎通の定義を用いています。</p> <p>手話や要約筆記以外の意思疎通手段によるの支援について、本条例では、全ての障害者を対象として、意思疎通支援に関する施策を記載しています。ご指摘の事項については、齟齬が生じない範囲で表現の修正を検討します。</p> <p>意見の聴取に関するご意見について、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>手話や手話以外の多様な意思疎通手段のような障害福祉のきめ細やかな分野に関するご意見や見直しに関するご議論は、条例設置の諮問機関としてよりも、現在の箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会として、市に当事者、支援者からの生の声をお聞かせいただき、それを真摯に施策に反映したいと考えています。</p> <p>そのため、本条例では、第7条において、「市は、第4条各号に規定する施策の内容の検討及び見直しに当たり、障害者並びにその他の関係者及び関係団体の意見を聴くものとする。」と定めています。</p>
60	<p>1. 条例の名称では、「多様な意思疎通」なのに、条文では「多様な」がなく「意思疎通」のみになっている。</p> <p>「多様な」は単なる修飾語ではなく、障害</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1点目の多様な意思疎通手段の表現に関するご意見について、より適切な表現となるよう引き続き検討していきます。</p>

<p>の特性によって様々な意思疎通があることを表す大切な表現だと思うので、条文でも「多様な意思疎通」を使ってほしい。</p> <p>2. 「定義」の中の「意思疎通手段」には、「言語(音声言語及び手話以外の非音声言語をいう。）」と書かれていて、手話が含まれていないが、前文では、手話は言語であり、「大切な意思疎通のための手段である」と書かれている。また「定義」の「意思疎通支援者」には「手話通訳者」が含まれる。これらは、手話が「意思疎通手段」の定義に含まれていないことと矛盾するように感じる。</p> <p>この「定義」で書かれている「意思疎通手段」が、手話以外のものを表すのであれば、「多様な意思疎通手段」にして、わかりやすくしてほしい。上記 1 とあわせ、「多様な」をつける方が、意味が通ると思う。</p> <p>3. 「定義」の「意思疎通手段」に挙げられているものが、具体的にどういうものなのか、わかりにくい。</p> <p>「文字の表示」を「要約筆記等の文字の表示」にしてほしい。また、代読、代筆は含まれているのでしょうか？</p> <p>市民に理解してもらうためには、一般に知られている言葉で具体的に表現されていないと、「自分には関係のないこと」と思われて、理解が進まないと思う。</p> <p>4. 第三章で「要約筆記による意思疎通支援」は書かれているが、それ以外の意思疎通手段による支援が全く書かれていない。その支援について箕面市がどう考えているのか、具体的に書いてほしい。</p> <p>5. 施策の内容の検討、見直しについて、「意見を聴くものとする」とあるが、意見を聴く方法や検討、見直しの場について具体的に書かれていない。これでは不十分だと思う。</p> <p>検討、見直しする場として協議会を設置することを明記してほしい。</p>	<p>2 点目、4 点目に関するご指摘については、齟齬が生じないように規定の仕方について検討します。</p> <p>また、3 点目について、代筆・代読は意思疎通手段の定義の中に含まれます。本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生まれないよう、国の法律や条約等の表現を用いていますので、この表記も障害者の権利に関する条約における意思疎通の定義を用いています。</p> <p>5 点目の意見の聴取に関するご意見について、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>手話や手話以外の多様な意思疎通手段のような障害福祉のきめ細やかな分野に関するご意見や見直しに関するご議論は、条例設置の諮問機関としてよりも、現在の箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会として、市に当事者、支援者からの生の声をお聞かせいただき、それを真摯に施策に反映したいと考えています。</p> <p>そのため、本条例では、第 7 条において、「市は、第 4 条各号に規定する施策の内容の検討及び見直しに当たり、障害者並びにその他の関係者及び関係団体の意見を聴くものとする。」と定めています。</p>
<p>61 要約筆記という言葉は認知度が低い。第三条の八に、要約筆記者とあげられているので、四のなかにも要約筆記と表してほしい。</p> <p>第七条の意見の聴取は、協議会的なも</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>意思疎通手段の表現について本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生まれないよう、国の法律や条約等の表現を用いていますので、意思疎通手段の定義に関する表記につ</p>

	<p>のですか？ 意見を聴くことは当たり前のように思いました。</p>	<p>いても、障害者の権利に関する条約における意思疎通の定義を用いています。 また、第7条では、本条例制定後も、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会で、障害者、支援者、関係団体等から、施策に関するご意見をいただくことを想定しており、いただいたご意見については、真摯に施策に反映したいと考えています。</p>
62	<p>私たち難聴者サークルは日帰りバス旅行などの親睦行事を行っているが、箕面市は要約筆記の公費派遣を認めていない。条例案の第20条の要約筆記による意思疎通支援の派遣の対象範囲については病院等に行くときに派遣を認めていると書いているが非常に書き方が消極的で限定的であります。</p> <p>この要約筆記の派遣は、本来「聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要なもの」であるはずです。</p> <p>聴覚障害者の意思疎通を保障するために派遣の内容は広く扱うべきです。かつ合理的な理由なく派遣範囲を小さくすることは差別です。</p> <p>条例には「要約筆記による意思疎通支援の派遣は公共福祉に反し社会通念上派遣することが好ましくない場合を除き、聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要なものとする。」と記載してください。</p> <p>条例素案に対する問題点</p> <p>1) 多様な意思疎通支援に関しての施策について</p> <p>条例素案は、あいまいな表現が多いですね。具体的な施策がとても少ないです。</p> <p>2) 協議会の設置と条例への明文化について</p> <p>条例ができてから私たちの意見を議論し反映できるような話し合いの場が今の条例案には書いていません。条例制定後、当事者、支援者が一堂に会し協議をする協議会の設置が必要。条例にも書いてもらうこともとても大切です。</p> <p>3) 条例の見直しについて</p> <p>条例の見直しが必要な場合、障害者に“意見を聞く”と条例の中に書いています。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>意思疎通支援に関する派遣の範囲については、様々なご意見があると認識していますが、市の派遣可能な体制や、財政上の措置等の点から、一定の基準を設ける必要があるため、素案の記載としています。</p> <p>1点目のご意見について、本条例では、第2章、第3章で具体的な施策について記載していますが、さらに詳細な基準等については、障害者の情報保障の観点を踏まえ、規則や要綱で定める予定です。</p> <p>2点目の協議会の本条例での明文化について、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関しても、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p> <p>3点目の本条例の見直しについて、明文</p>

	<p>でも、意見を述べるだけではだめです。こういったことを、条例の中にきちんと書かないと、口約束だけになってしまいます。</p> <p>4) 財政上の措置について</p> <p>条例素案では、財政上の措置について「予算の範囲内」という制限付きの記載になっておりますね。これでは福祉課が予算とることができなければ、施策を実施できませんよね。条例では「より拡充をめざす」のように、実現できるように前向きに書くことが望まれます。</p>	<p>の有無に関わらず、必要に応じて適宜見直しを行います。</p> <p>4 点目の財政上の措置に関する記載について、全ての施策において、事実上、予算の範囲内となります。予算は市の全施策を総合的に判断して編成されており、障害福祉分野についても、毎年度、様々な情勢を見ながら予算を組んでいます。本条例の施行により、本条例のめざす理念の実現に向けて関連する事業の予算についても充実した議論をしていきます。</p>
63	<p>重度重複障害者の親です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定義第二条四、意思疎通手段として…と書かれていますが重度重複障害者の場合は例えば慣れた人を介して、簡単な問いかけに対して首をふるなどのイエス、ノーサイン、要求などを指差し、手差しなどによる訴え表情、目線での訴え、発音（発語ではない…）等言葉や文字などの手段を聞いて訴えることは難しいです。こういう重度重複障害者も含まれるその人達にも意思疎通手段の利用促進と分かるように文章を入れて下さい。</li> <li>・全体を通して重度重複障害者に対する支援が文章に盛り込まれていません（第十九条、第二十条、第二十一条、第二十二条、第二条八）</li> <li>・（意見の聴取）第七条 市は…関係者及び関係団体が要求した時、意見聴取の場を持つにしてください。</li> </ul>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1 点目の意思疎通手段に関するご意見について、本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生まれないう、国の法律や条約等の表現を用いていますので、この表記も障害者の権利に関する条約における意思疎通の定義を用いています。</p> <p>2 点目のご意見について、本条例は全ての障害者を対象としており、ご指摘の重度重複障害者も本条例の対象者として含まれています。</p> <p>支援に関しては、特に入院時の意思疎通支援について、今後も必要なかが利用できるよう、本市独自の入院時コミュニケーション支援事業を継続しながら、さらなる充実について、引き続き国に要望していきます。</p> <p>3 点目の意見の聴取に関するご意見について、第7条で、「市は、第4条各号に規定する施策の内容の検討及び見直しに当たり、障害者並びにその他の関係者及び関係団体の意見を聴くものとする。」と定めています。</p> <p>本市ではこれまで、箕面市障害者市民施策推進協議会でご意見を伺い、専門部会を立ち上げて議論を行いながら、障害者市民に関する施策を進めてきました。</p> <p>本条例制定後についても、これまでと同様に、同協議会やその専門部会を協議の場とし、ご意見をいただきたいと考えています。</p>
64	<p>ノーマライゼーションの社会の実現に向け、当事者等関係者の意見が最大限に尊重及び十分に反映された将来に誇れる箕面市条例を作成、設置するためには、まず、障がい当事者等関係者の声に耳を傾</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直</p>

	<p>け、その調整、具申の機会を保障される場として、パブリックコメント集約の中に協議会の設置と条例への明文化の旨を記載していただくよう切に要望します。</p>	<p>しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関しても、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p>
65	<p>・何度も条例案を読みましたが、内容が十分理解できませんでした。専門的な知識が無くてもわかるよう平易な文章で書いてほしいです。</p> <p>・今後、条例をより良くするためには協議会を設置してほしいです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1点目の本条例の文章に関するご意見についてですが、本条例は、できるかぎり解釈に齟齬が生まれないう、また、本条例制定後も、時代の変化や技術の進歩による状況変化に耐えうる表現とし、基本的な事項などは国の法律や条約等の表現を用いています。その他の事項については、齟齬が生じない範囲で、わかりやすい文章となるよう努めていきます。</p> <p>条例の文章が「難しくてわかりにくい」というご感想はもつともであると思いますので、わかりやすい説明資料を別途作成する予定です。</p> <p>2点目の協議会の設置について、本市では、障害者市民に関する施策の推進等については、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関して</p>

		<p>も、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p>
66	<p>現在 46 歳で日中はささゆり園(生活介護)、毎週月～金曜日はグループホームで、土・日曜日は家庭で過ごすといった充実した生活を送っています。入院生活は 3 歳の時に 3 日程度経験しました。その後は健康に過ごしてきました。今後年を重ねる毎に体調を崩し入院になることがあるかと思えます。病院は完全看護であっても病状や子供の状態等で付き添いが必要になります。親は 70 歳近くになり毎月付き添いとなると精神的、肉体的に無理が生じてくると思えます。医師や看護師に親の代わりに子供の痛みや苦痛を訴えたりする人、又、子供の状態を良く理解されているグループホームの世話人さん、あるいはヘルパーさんの協力が必要でないかと思えます。是非実現していただけるようお願い申し上げます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 医療機関への介助等のヘルパー派遣は、医療制度・福祉制度において二重給付となり、現行制度では認められていません。 本市では、重度障害者と医療従事者との意思疎通等を目的とした入院時コミュニケーション支援事業を実施しています。 また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正され、平成 30 年 4 月から施行されることにより、「最重度の障害者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態を熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができる」こととなります。 現段階では「障害支援区分 6 のかたを対象とする予定」となっていますが、入院中のヘルパー利用が法的に可能となったことから、今後も必要なかたが利用できるよう、本市独自の入院時コミュニケーション支援事業を継続しながら、さらなる充実について、引き続き国に要望していきます。</p>
67	<p>上記(多様な意思疎通のための手段の利用促進条例(素案))に対しての意見及び提言を申し上げます。 ○今回の条例(素案)は箕面一般市民である(障害者)にとって公の舞台に上がったこと自体、意義があります。しかし、箕面市の手話言語及び多様な意思疎通のための手段促進条例(素案)は明石の条例に比べ完全な章立てがなされていません。 ○提言①1～3(第 4 条) ・特に(市の責務)において抽象的な表現が多々見られます。また、市は条例の見直しで明石条例の様に(施策の策定方針)を条文として記載(明文化)され、箕面市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会の条例への記載が必要不可欠だと思いま</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 本条例の章立てについては、第 1 章に総則を、第 2 章に手話に関する施策を、第 3 章に意思疎通支援に関する施策を、第 4 章に雑則を定めたことにより、明確化されていると考えます。 抽象的な表現に関するご意見について、本条例では、第 2 章、第 3 章で具体的な施策について記載していますが、さらに詳細な基準等については、障害者の情報保障の観点で踏まえ、規則や要綱で定める予定です。 協議会の本条例での明文化について、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しにつ</p>

<p>す。</p> <p>協議委員は(①障害者②意思疎通支援者③障害に関係する有識者④公募による市民)で構成されたし。</p> <p>・⑤5、6(第20条)</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活において要約筆記者による意思疎通の支援は必要不可欠で、市は個人に限らず団体事業者にも派遣を認めていただきたい。</p>	<p>いては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関しても、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p> <p>団体事業者への要約筆記者の派遣については、障害者差別解消法において、行政機関及び事業者に対し、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備が努力義務として規定されています。</p> <p>事業者も行政機関と同じように社会的障壁に努める必要があるため、本市では、事業者への意思疎通支援者の派遣は行っていません。なお、障害者団体への支援については、第14条及び第21条で定めています。</p>
<p>68</p> <p>・当事者、支援者、関連のあるかたが一堂に会し、協議をする協議会の重要性から、協議会の設置と条例への明文化が必要と考えます。</p> <p>・第八条での財政上の措置について、施策を実現できるよう、「予算の範囲内」という文言ではなく、前向きな文章の記載が必要と考えます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>1点目の協議会の明文化について、本市では会議体を条例で定める場合は、市長からの諮問等に対して答申等を行う市の附属機関としており、障害福祉を含む福祉、医療、地域保健等の施策の推進や見直しについては、箕面市保健医療福祉総合審議会が総合的に審議する諮問機関として設置されています。</p> <p>障害者市民に関する施策の推進等については、同審議会の審議・検討を進めるにあたり、箕面市障害者市民施策推進協議会及びその専門部会において議論、検討、意見交</p>

	<p>換を行ってきました。</p> <p>本条例についても、同協議会に専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員以外の、本条例の対象となるかたにも構成員としてご参加いただき、ご意見を伺いながら、検討を進めています。</p> <p>本条例に規定する施策の実施に関しても、これまでと同様に、同協議会を協議の場とし、専門部会を立ち上げ、同協議会の構成員となっていない障害者等にご参加いただくことで、当事者、支援者等の生の声をお聞かせいただき、そのご意見を真摯に施策に反映したいと考えています。</p> <p>2点目の財政上の措置に関する記載についてですが、全ての施策において、事実上、予算の範囲内となります。予算は市の全施策を総合的に判断して編成されており、障害福祉分野についても、毎年度、様々な情勢を見ながら予算を組んでいます。本条例の施行により、本条例のめざす理念の実現に向けて関連する事業の予算についても充実した議論をしていきます。</p>
--	---

(仮称) 箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための手段の利用促

進条例

(素案)

目次

前文

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 手話の利用環境の整備等(第九条―第十五条)

第三章 意思疎通手段の利用環境の整備等(第十六条―第二十二條)

第四章 雑則(第二十三条)

附則

手話は言語である

手話は、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、手話は、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な意思疎通のための手段である。

しかしながら、手話は、過去にろう学校において使用が禁止される等、ろう者にとって必要な言語として認められてこなかった長い歴史がある。そのため、ろう者にとっては、自らの言語で意思疎通を図ることができないなど、日常生活や社会生活を営む上で様々な困難を余儀なくされてきた。

我が国が批准した障害者の権利に関する条約(平成二十六年条約第一号)において、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義された。これにより、手話は言語であることが、国内外で広く認められることとなった。

箕面市は、ろう者が日常生活や社会生活を営む上で大切な言語である手話に対する市民の理解を深め、ろう者があらゆる機会を手話を使用し、意思疎通を図ることが出来る社会の実現に努めるものとする。

#### 障害者の意思疎通を促進する

手話以外の多様な意思疎通のための手段を利用する人にとって、手話と同様、当該手段は、欠かすことのできないものである。

しかし、身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害その他心身の機能の障害の特性に応じた多様な意思疎通のための手段があることに對する周囲の理解は十分でなく、その選択の機会には十分に確保されておらず、多くの障害者は、不便や不安を感じながら生活している。

我が国では、障害者の権利に関する条約の趣旨に沿った障害者施策の推進を図るため、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）において、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と規定された。

箕面市は、全ての人々が支え合い、共に生き、共に暮らす社会こそが当たり前の社会であるというノーマライゼーションのまちづくりを推進している。この理念に基づき、障害の有無にかかわらず、全ての人が当たり前、自らが望む意思疎通のための手段の選択の機会が確保され、日常生活又は社会生活の中で情報を取得し、利用し、また、意思疎通を図ることができる社会を目指し、この条例を制定するものである。

(目的)

第一条 この条例は、手話及び手話以外の障害の特性に応じた意思疎通のための手段についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者等の役割を明らかにすることで、それぞれが障害者にとっての意思疎通に関する社会的障壁の除去に努め、障害者にとって障害の特性に応じた意思疎通のための手段を利用しやすい環境を構築し、もって全ての人が支え合い、共に生き、共に暮らす地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む聴覚障害者をいう。

四 意思疎通手段 言語（音声言語及び手話以外の非音声言語をいう。）、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

五 事業者等 市内に事務所又は事業所を有し、事業を行う個人及び法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

六 学校等 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第五項に規定する地域型保育事業を行う事業所をいう。

七 合理的な配慮 障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であつて、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

八 意思疎通支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者向け通訳・介助員その他障害の特性に応じた意思疎通のための手段を用いて障害者の意思疎通を支援する者をいう。

九 災害 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第一号に規定する災害をいう。

#### （基本理念）

第三条 手話及び意思疎通手段の選択と利用の機会の確保は、障害の有無にかかわらず相互の違いを理解し、その個性と人格とを互いに尊重することを基本として行われなければならない。

2 手話及び意思疎通手段を利用する人が有している障害の特性に応じて意思疎通を円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならない。

3 手話の普及は、手話が独自の言語体系と歴史的背景を有する文化的遺産であると理解されることを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第四条 市は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる施策を推進するものとする。

一 手話及び意思疎通手段に対する市民及び事業者等の理解を促進するための施策

二 障害者が手話及び意思疎通手段を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、利用することができる環境の整備を促進する施策

三 市が主催する行事等において、意思疎通支援者の配置を進める施策

四 災害その他非常の事態の場合において、障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるようにするための施策

(市民の役割)

第五条 市民は、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

一 手話及び意思疎通手段に対する理解を深めること。

二 障害者が、手話及び意思疎通手段を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、利用することが、障害者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解すること。

三 相互に手話及び意思疎通手段を利用することを尊重すること。

四 手話及び意思疎通手段の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力すること。

(事業者等の役割)

第六条 事業者等は、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

一 手話及び意思疎通手段に対する理解を深めること。

二 障害者が、手話及び意思疎通手段を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、利用することが、障害者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解すること。

三 障害者が手話及び意思疎通手段を利用できるよう、合理的な配慮を行うこと。

四 手話及び意思疎通手段の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力すること。

(意見の聴取)

第七条 市は、第四条各号に規定する施策の内容の検討及び見直しに当たり、障害者並びにその他の関係者及び関係団体の意見を聴くものとする。

(財政上の措置)

第八条 市は、第四条各号に規定する施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

## 第二章 手話の利用環境の整備等

(手話を学ぶ機会の提供)

第九条 市は、市民及び事業者等が、手話に対する理解を深め、手話を習得できる環境を整備するため、関係機関と協力し、市民及び事業者等に手話を学ぶ機会を提供するものとする。

(学校等による手話に対する理解の促進)

第十条 市は、学校等が手話に対する理解の促進を図る機会を提供するため、学校等に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

(事業者等による手話に対する理解の促進)

第十一条 市は、事業者等が手話に対する理解の促進を図る機会を確保するため、事業者等に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援

を行うものとする。

（手話による情報発信等）

第十二条 市は、市が主催する不特定多数の参加者を対象とする行事等において、手話による情報発信が必要であると市長が判断した場合は、手話通訳者を配置するものとする。

2 市は、ろう者が市の機関又は窓口において手続、相談等を行うときは、手話を利用することができるよう、手話通訳者による支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

（手話による意思疎通支援）

第十三条 市は、ろう者が医療機関を受診するとき等、ろう者の日常生活及び社会生活において手話による意思疎通の支援が必要であると市長が判断した場合は、手話通訳者の派遣を行うものとする。

（手話通訳者の配置支援）

第十四条 市は、障害者団体等が主催する行事等において、当該行事等が障害者の社会参加の促進に資するものであると市長が判断した場合は、手話通訳者の配置を支援するものとする。

（手話通訳者の確保と養成）

第十五条 市は、関係機関と協力し、手話通訳者の確保と養成に努めるものとする。

### 第三章 意思疎通手段の利用環境の整備等

（意思疎通手段を学ぶ機会の提供）

第十六条 市は、意思疎通手段に対する理解を深め、その利用しやすい環境を整備するため、関係機関と協力し、市民及び事業者等に意思疎通手段を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

（学校等による意思疎通手段に対する理解の促進）

第十七条 市は、学校等が意思疎通手段に対する理解の促進を図る機会を提供するため、学校等に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

（事業者等による意思疎通手段に対する理解の促進）

第十八条 市は、事業者等が意思疎通手段に対する理解の促進を図る機会を確保するため、事業者等に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

（意思疎通手段による情報発信等）

第十九条 市は、市が主催する不特定多数の参加者を対象とする行事等において、要約筆記による情報発信が必要であると市長が判断した場合は、要約筆記者を配置するものとする。

2 市は、市が作成する広報紙等について、点字又は音声媒体による情報提供を行うものとする。

3 市は、市が作成する個人を対象とする通知文書等について、点字による情報提供を行うよう努めるものとする。

4 市は、障害者が市の機関又は窓口において手続、相談等を行うときは、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（要約筆記による意思疎通支援）

第二十条 市は、障害者が医療機関を受診するとき等、障害者の日常生活及び社会生活において要約筆記による意思疎通の支援が必要であると市長が判断した場合は、要約筆記者の派遣を行うものとする。

（要約筆記者の配置支援）

第二十一条 市は、障害者団体等が主催する行事等において、当該行事等が障害者の社会参加の促進に資するものであると市長が判断した場合は、

要約筆記者の配置を支援するものとする。

(手話通訳者以外の意思疎通支援者の確保と養成)

第二十二条 市は、関係機関と協力し、意思疎通支援者（手話通訳者を除く。）の確保と養成に努めるものとする。

#### 第四章 雑則

(委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。